

第7回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	平成27年7月30日午後1時00分		閉会	平成27年7月30日午後5時20分			
日程番号	議案番号	案 件			結果		
1	請願第1号	「2016年度使用教科書の採択に関する請願書」について			不採択		
2	議案第10号	平成28年度使用教科用図書採択について			可決		
3	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選 定委員会への諮問について (2) 枚方市教育振興基本計画策定審議会委員の委嘱につ いて			承認		
4	議案第11号	枚方市教育基本計画策定審議会への諮問について			可決		
5	議案第12号	枚方市社会教育委員の委嘱について			可決		
6	議案第13号	枚方市社会教育委員会議への諮問について			可決		
7	議案第14号	教育に関する事務の点検及び評価について			可決		
出 席 委 員	議席番号	氏 名		欠 席 委 員	議席番号	氏 名	
	1番	記虎 敏和			番		
	2番	徳永 博正			番		
	3番	山下 薫子			番		
	4番	吉村 雅昭			番		
	5番	村橋 彰		番			
説 明 員	教 育 次 長	高井 法子		説 明 員	教 育 総 務 課	小菅 徹	
	管 理 部 長	君家 通夫			学校規模調整課長	永田 昌宏	
	学 校 教 育 部 長	若田 透			学 校 給 食 課 長	前村 卓志	
	社 会 教 育 部 長	中路 清			教 職 員 課 長	大船 純之	
	管 理 部 参 事	俣野 浩一			児 童 生 徒 支 援 室 課長(生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	管 理 部 次 長 (参事級)	益田 正治			児 童 生 徒 支 援 室 課長(人権・支援担当)	田辺 元美	
	管 理 部 次 長	荻野 晋三			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	位田 真由子	
	学 校 教 育 部 次 長	高橋 孝之			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 主 幹	嶋田 崇	
	社 会 教 育 部 次 長 (参事級)	森澤 可幸			教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教 育 文 化 セ ン タ ー 館 長	喜多 一友	
社 会 教 育 部 次 長	松宮 祥久		社 会 教 育 課 長	米倉 仁美			

	社会教育部次長 兼 中央図書館長	石村 和巳		文化財課長	鈴江 智
	児童生徒支援室長	足立 一彦		スポーツ振興課長	井岡 功一
	教育推進室長	花崎 友行		中央図書館副館長 (課長級)(サービス担当)	松井 一郎
	管理部副参事	寺西 光治		中央図書館副館長 (課長級)(企画担当)	中道 直岐
	学務課長 (副参事級)	早崎 由子	記録	教育総務課課長代理	本田 一成
				傍聴の人数	25人

- 記虎委員長 それでは、定例会を始めさせていただきます。
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
君家管理部長。
- 君家管理部長 委員の出席状況について報告します。
本日の会議、全員出席です。
以上、報告を終わります。
- 記虎委員長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第7回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。
次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第17条第2項の規定により、委員長において、吉村委員を指名いたします。
それでは、日程1、請願第1号「2016年度使用教科書の採択に関する請願書について」を議題とします。
審査に先立ち、事務局に本件の概要説明と請願の読み上げをお願いします。
若田学校教育部長。
- 若田学校教育部長 請願第1号、2016年度使用教科書の採択に係る請願書につきまして、ご説明いたします。
議案書1ページをご覧ください。
本請願は、平成27年6月30日に教科書問題を考える枚方市民の会、代表、黒田伊彦氏より提出され、枚方市教育委員会会議規則第18条第1項に示される請願の要件を満たしておりますので、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第18号の規定により、本委員会に提出し、審査いただくものでございます。
それでは、議案書2ページにございます請願を読み上げます。
2016年度使用教科書の採択に関する請願書。
貴委員会の日頃の活動に敬意を表します。
2016年度から使用される中学校教科書の選考・採択の時期が迫っています。教育基本法にあるように、教科書は子どもたちが「個人の尊厳を重んじ、真理を希求」する公民に成長するため「日本国憲法に則り、我が国の未来を切り拓く教育」に資するものではなくてはなりません。
1982年の教科書問題を機に、文部省は教科書検定基準として「近隣のアジア諸国との間の近現代史の歴史事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という近隣諸国条項を設けました。当時の宮沢官房長官は、「過去において我が国の行為が韓国・中国を含むアジアの国々の国民に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んで来た」とし、この精神が「我が国の学校教育、教科書の検定にあたって、当然、尊重されるべきものである」と説明しました。
枚方市は戦争の惨禍の反省から「非核平和都市宣言」をし、中国の上海市長寧区や王仁博士の故郷といわれる韓国の霊岩（ヨンアン）郡と姉妹都市提携をし、枚方市立菅原東小学校では同郡

の鳩林（クリム）初等学校と壁新聞等の交換交流をしています。壁新聞は学年毎に作られ、両校とも日本語とハングル語で併記され、写真や絵で学校行事を紹介し合っています。また、11月3日の「王仁博士まつり」では菅原東小学校の児童が韓国の歌を歌い、地域住民は「伝王仁墓」の清掃活動や韓国訪問を行ってきました。このような活動の蓄積によって、2008年に姉妹都市提携が実現しました。国際理解と国際友好を子どもたちや市民が創り出して来ているのです。枚方で採用される教科書は、これらを促進する教育に資するものであるべきです。

そして、こうした教育現場や地域での取り組みや現状を踏まえた教科書が望まれるということからしても、教科書採択にあたっては、現場の教職員の意見が採択に反映されるべきです。ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（1966年ユネスコ特別政府間会議採択）においても、「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための特別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」（8. 教員の権利と責任—職業上の自由 第61項）とされています。

さらに国連の機関での以下の勧告や指摘についても、十分に考慮されるべきであると考えます。

〔2010年の国連子どもの権利委員会の日本に対する政府報告審査最終所見〕

本委員会は、日本の歴史教科書が歴史的事実に関して日本政府による解釈のみを反映しているため、アジア・太平洋地域における国々の子どもの相互理解を促進していないとの情報を懸念する。本委員会は、アジア・太平洋地域における歴史的事実についてのバランスの取れた見方が検定教科書に反映されることを、締約国政府に勧告する。

〔2013年第68回国連総会における、文化的権利に関する特別報告者の指摘〕

歴史教育は、愛国心を強めたり、民族的な同一性を強化したり、公的なイデオロギーに従う若者を育成することを目的とすべきでない。幅広い教科書が採択されて教師が教科書を選択できることを可能にすること、教科書の選択は、特定のイデオロギーに基づいたり、政治的な必要性に基づくべきではない。歴史教科書（の内容）の選択は歴史家の手に残されるべきであり、特に政治家などの他の者の意思決定は避けるべきである。

日本国憲法（前文）には、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ」が故に「自国のことのみ専念して、他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、」と明記しています。日本国憲法とその精神に則った「枚方市民憲章」や「人権尊重都市宣言」を支える公民としての資質を培うため、創造性のある教育活動をすすめている枚方の教職員の努力に応える教科書を選考・採択されるよう願います。

以上でございます。

なお、請願の要旨といたしましては、日本国憲法とその精神に則った「枚方市民憲章」や「人権尊重都市宣言」を支える公民としての資質を培うため、創造性のある教育活動をすすめている枚方の教職員の努力に応える教科書を選考・採択することとさせていただきます。

○記虎委員長 それでは、ただいまから請願第1号について審査を行います。

なお、本件につきましては、枚方市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により、議案の議事の例に倣い、まず事務局に説明を求め、その後、質疑、討論を行い、採択したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、これから請願第1号の審査を行います。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 はじめに、教科書の採択権限についてご説明いたします。

本市の小中学校で使用される教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条及び第13条の規定により、本市教育委員会が採択することになってございます。現在、平成28年度使用教科用図書の採択に当たり、教科書関係法令、並びに枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則及び平成27年4月7日付文部科学省初等中等教育局長通知を踏まえ、公正かつ適正に採択事務を進めているところでございます。

○記虎委員長 本請願について審査をお願いいたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山下委員。

○山下委員 直接子どもたちを指導する学校の教職員の意見、また、保護者や市民の意見は採択事務においてどのように取り扱っているのでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 平成27年4月7日付け、「平成28年度使用教科書の採択について」の通知文では、「採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査・研究の充実に努める」と明示されており、枚方市の教科書採択においては、各中学校で1週間程度の教科書見本の移動展示を実施し、学校から提出された全ての教科書についての報告を選定委員会で提示してございます。また、教育文化センターにおいて、教科書展示を法定外展示を含め、6月11日から7月4日まで延べ21日間行い、91名の市民の閲覧がございました。なお、記入いただいたアンケート用紙82件は選定委員会でも提示してございます。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 本年度の教科書採択において、これまでと特に違った点はありますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 昨年度は、小学校教科書採択の年でしたがけれども、文部科学省から新たに、「検定済み教科書であっても、障害、その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、教科書の採択に係る調査・研究に当たっては、教科書が障害、その他の特性の有無に関わらず、児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと」との旨の通知があり、「ユニバー

サルデザイン」の観点を教科書の調査・研究において取り入れた上で採択を行いました。今年度、中学校の教科書採択におきましても、この観点を十分に踏まえた調査・研究になります。また、調査員等が作成する資料において、「それぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評点について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から選択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になるようなことがないよう、当該評定に拘束力があるかのような取り扱いはしないこと」と、文部科学省からの通知がございました。これらのことを踏まえ、適正かつ厳正に採択事務を進めているところでございます。

- 記虎委員長 若田学校教育部長からの説明のとおり、教科書の採択権者は教育委員会であり、これまで公正かつ適正に採択事務が進められているとのことから、請願内容については、既に十分に考慮されているものと判断されると思われまます。このことから、本請願については改めて採択する必要はないと思われまますが、異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 記虎委員長 ご異議なしと認めまます。

よって、本請願は不採択とすることに決ましました。

なお、本日の若田学校教育部長から説明の要旨から、本請求内容については既に十分考慮されていることを理由として、枚方市教育委員会会議規則第18条第3項に基づき請願者に通知したいと考えまますが、異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 記虎委員長 異議なしと認めまます。

では、そのように取り扱いをお願いしまます。

以上で、請願第1号、2016年度使用教科書の採択に関する請願書についての審査を終結しまます。続きままして、日程2、議案第10号「平成28年度使用教科用図書の採択について」を議題としまます。

説明を求めまます。

若田学校教育部長。

- 若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第10号、平成28年度使用教科用図書の採択についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第19号の規定に基づきままして、教育委員会の議決を求めまものでございまます。

- 記虎委員長 本案件の審議に際して、私から一言申し上げたいと思いまます。

本日の教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条教育委員会の職務権限の第6号に規定されておいまますとおり、学校での使用義務が課せられている教科用図書を採択する極めて重要な内容です。私たち教育委員は、平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択に当たり関係法令や採択の流れを整理するとともに、平成27年5月22日に保護者や校長などで構成される教科用図書選定委員会に対し、平成28年度使用中学校教科用図書の選定に関する事項

について諮問を行いました。その後、学校現場の教員などからなる調査員の調査・研究をもとに、設定委員会で種目ごとに取りまとめられた意見を7月16日に答申として受けました。私たちはこれまで教育政策会議を6回開催し、選定委員会の答申に基づいて、実際に教科書を手にしながら時間をかけて検討を進めてまいりました。また、6月11日から7月4日まで教育文化センターで実施した教科書展示や中学校での巡回展示において市民の皆様や教職員から寄せられたご意見、あわせて市民の皆様から寄せられた要望書等についても全て拝見いたしました。本日はこれまでの検討内容を踏まえ、本市の子どもたちにとって最もふさわしい教科用図書を採択していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、この後の議事についてですが、まず選定に至る経過について説明を求め、続いて、中学校の教科用図書について1種目ずつ審議していきたいと考えます。なお、小学校の教科用図書の採択については、中学校の採択が終了した後、全種目一括して審議したいと考えておりますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

なお、中学校用の教科書についてはそれぞれの種目の採択が決した後に、議案書5ページの中学校用の欄にその内容を記入していただくようお願いします。

では最初に、設定に至る経過について説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 現在の学習指導要領は、平成18年度の教育基本法の改正をはじめとする法改正を踏まえて平成20年3月に告示をされ、中学校では平成24年度から完全実施となりました。その点を踏まえまして前回の教科書採択以降、平成26年1月に我が国の領土に関する教育や、自然災害における関係機関の役割等に関する教育の一層の充実を図るため、中学校学習指導要領解説のうち、地理、歴史編及び公民編の一部が改定されております。この経過を踏まえ、本年度は平成28年度から使用します中学校教科用図書の採択事務を、教科書関係法令並びに枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則等に基づき進めてまいりました。

具体的な経過といたしましては、平成27年5月22日に第1回枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会が開催され、教育委員会から選定委員会に対して平成28年度使用中学校教科用図書の選定に関する事項について諮問いたしました。諮問を受けた選定委員会では、教科書採択の重要性、教科書採択の公正確保及び教科書採択の仕組みについて確認するとともに、次の2点が決定されました。

1点目は、国語、書写、地図を含む地理、歴史、公民、数学、理科、音楽の一般及び器楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語の12種目について各3名の調査員を置くこと。2点目は、種目ごとに校長、教頭、指導主事から2名、教諭から1名、合計3名を教育委員会が調査員として任命し、平成28年度大阪府教科用図書選定資料中学校用を活用し、調査・研究を進めていくこと。以上、2点でございます。

これを受けまして、平成27年6月1日に調査員全体会を開催いたしました。その際、各調査員には教科書の見本本を配付し、この見本本と合わせて大阪府教育委員会の平成28年度使用教科用

図書選定資料中学校用も活用しながら調査を進めること、調査員報告書の作成に際しては、発行されている全ての教科書についてよい特徴の事実を列記することの2点について依頼をいたしました。その後、調査員は約1か月間集中的に調査活動を行い、7月2日に調査員代表から調査員報告書の提出がございました。また学校現場の教員の意見を参考にする必要性があることから、5月27日から7月6日まで各校約1週間の期間を設定し、市内全中学校対象に教科書見本の移動展示を行い、全ての教科書についてよい特徴を意見書に書く機会を設けました。各中学校から提出されました意見書につきましては選定委員会において提供するとともに、先ほど記虎委員長からもございましたが、事前に教育委員の皆様にもご提供させていただいております。あわせて、広く市民の方などにも教科書を見ていただくため、枚方市立教育文化センターにある教科書センターにおきまして、6月11日から18日まで法定外展示、6月19日から7月4日まで法定展示を行いました。その際、アンケートに多数ご意見をいただいております、それらのご意見も同じく教育委員の皆様や選定委員会に提供させていただきました。平成27年5月22日に続きまして、第2回選定委員会が6月29日に開催されました。第2回では、平成28年度使用中学校教科用図書採択に係る第1回以降の経過報告の後、中学校教科用図書見本を各委員が閲覧し協議いたしました。そして、7月13日に第3回選定委員会が開催され、中学校教科用図書について種目ごとに調査員代表である校長から、先ほどご説明いたしました調査員報告書に基づき、調査・研究の結果報告を受けております。そして、審議を行い、答申として全ての発行者について特にすぐれている点をまとめるとともに、選定委員会として全発行者の中から本市の生徒にとってふさわしいものを2社程度に絞り、さらに、その中でよりふさわしいものについての議論も行ったと聞いてございます。本日はその内容も合わせてご説明をいたします。なお、平成28年度使用教科用図書の選定についての答申につきましては、7月16日に選定委員会委員長から教育委員会に提出をされ、教育政策会議におきまして教育委員の皆様にお示しをさせていただいたところでございます。選定に至る経過は以上でございます。

○記虎委員長 中学校の教科用図書について、その種目ごとに審議する前に1点確認したいことがあります。

今年度、文部科学省からの通知において調査員等が作成する資料において、それぞれの教科書について何らかの評定を付す場合があっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように当該評定に拘束力があるかのような取り扱いはしないことが留意事項に追加されました。これまでも本市において教育委員会が採択権者として責任を持って採択をしてきましたが、より採択権者として教育委員会の責任を明確にさせるためにも、今年度の教科書採択に当たり、まず教育委員会としての考え方を明らかにしておきたいと考えます。

まず初めに、今年度の教科書採択に当たっての教育委員会としての考え方や、特に大切にすべきことについて各委員からご意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いします。

吉村委員。

○吉村委員 今、記虎委員長から採択権者の責任が不明確になることがないようにと国からの通知があったとご発言がありましたが、国からの通知にありましたように、昨年度の小学校の採択でもありました教科書のユニバーサルデザイン化については配慮しなければならない新しい観点であると考えております。具体的には、教科書が障害やその他の特性の有無にかかわらず生徒にとって読みやすくなっている、そういうことになっているかどうかについても比較検討する必要があるのではないかなということを考えてみました。

○記虎委員長 山下委員。

○山下委員 これまでもそうだったのですけれども、設定した観点項目及び関連内容で見たときに、学習指導要領に照らして特徴を挙げていく必要があります。結果的に、よい特徴の記載が多い教科書が本市の生徒にとって、よりふさわしい教科書の候補になるというこれまでの方針は踏襲していきたいと考えます。あわせて、本市の教育目標にも掲げておりますが、私たちは国際化する社会を担う人材を育てることをめざすというのも重要な視点です。昨今、膨大な情報に対してリテラシーの重要性が高まり、多様化する社会では他者との関わり方がより複雑化し、コミュニケーション能力の必要性が高まっています。また、ICTの発展、核家族化等により、言語能力や思考力の低下が課題と言われております。考える習慣や表現する力に加えて他者との相互理解を深めて共有する力、情報を的確に捉え処理する技能、判断する能力など、多様な力が求められる時代となってきている状況です。このような社会背景も踏まえながら、私たちは今求められている学力を育てられるような教科書を採択していく必要があると思います。

以上です。

○記虎委員長 私自身、皆さんに教科書採択に当たって確認しておきたいことが1点あります。それは、「教科書を教えるか、教科書で教えるか」を一人一人の教員が自ら問いかけ考えていくことが大切であるという点です。教育委員会として教科書を採択して終わりということではないと考えております。

少し話が長くなりますが、「教科書を教える」という場合、教員は教科書の内容をしっかりと生徒に理解させ覚えさせることが授業の目的になる傾向があると考えています。一方、「教科書で教える」ということは、教科書を用いて「何を教えるか」という目的が示されていませんので、教科書を用いて「子どもに何を教えるのか」、言い換えると「子どもにどんな力をつけさせたいのか」、教員が学習指導要領に基づいた明確な答えを常にもっていなければなりません。教員は、その明確な答えをもって授業を行うことが必要であり、経験の浅い教員の中には明確な答えを持たないまま教科書を、教えている、教科書を消化しているという傾向があります。これは本市だけではないと思いますが、課題であり、初任者であろうとベテランであろうと中学校の教員は常に教科書の専門性を磨いていく必要があると思います。採択に当たって、まずは基礎・基本の知識や技能をしっかりと押さえるということはもちろんのことですが、単に「教科書を教える」、または、「教科書を消化する」だけではなく、「教科書を使って子どもたちに考える力や学ぼうとする力をつけることができるのか」を確認する必要があることと、教科書の専門性の観点から採択する必要があるのではないかと考えております。

ほかにご意見はございますか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 今回の教科書を見ておりました、改めて感じたところがございまして、あえて率直に申し上げたいと思っております。

もちろん、関係者の方が努力されていろいろ改善されてきたところがあるということは十分にわかります。しかし、いくつかの教科に関しては依然として何かある種の「囚われ」のようなものが残っている、そのような感じがいたしました。その核にあるものとして私が思いますのは、日本人が非常にナイーブな、善意からくるそういう傾向を持っておることからでしょうか、世界と人間に対して大いなる美しい誤解というようなものがあるように思います。このことは昨年の小学校の社会科の教科書を採択する際の定例会のときにも、言語社会学者の鈴木孝夫先生の言葉を引いて申し上げたところなのですけれども、その鈴木先生の別の言葉をお借りして申し上げますと、日本人には、もともと「素晴らしいものは海の向こうからやってくる」という「蜃気楼効果による外国礼賛の心理」が根強くあって、さらに、戦後は特に「外国の醜いところが全く見えない!？」状態になっている。これこそが世界に例のない日本人の特徴をなしているのではないかということです。このような指摘は、よく考えればまことにもっともであると思います。ただ、なかなか気づかれていないという点で極めて痛切だというふうにも考えています。こういう状態を強固にした背景には、マスメディアや教育などの在り方が深くかかわっています。世界の中の日本などというふれ込みはよくあるのですけれども、実際にはつまみ食いをするだけで今の日本人から想像もできない苦く悲惨な出来事、桁外れの突拍子もないこと、そういうことに満ちた世界の現実そのものや、そこに生きる複雑多様な人間の在り方そのものを決して見ようとしなないという上でのことではないでしょうか。よく内向き思考と言われますが、それもこういうことから来る事態を言いあらわしたものだと思います。もちろん教育に理想を語る美しい言葉は、子どもを励まし成長を促すために非常に大切だと思っておりますが、宙に浮いた美しい言葉となっはいけないと思います。たいそうなことを申しましたが、それらを踏まえ世界の厳しい状況の中でたくましく生きていく日本人を育成する、そういう教育への果敢な挑戦に枚方市として取り組んでいってほしいと願っています。

本日は、教科ごとによりよい教科書を選んで採択していくわけですが、それであってもさっき申しましたように、教員がこれらを使って授業を行うに際してはしかるべき取り扱いが必要になる場合もあるでしょう。教員個々に一層の研鑽をお願いするところなのですが、それだけではなくて市教育委員会として採択の責任を果たすためには、よりよい授業に向けて研修を充実させることはもとより、教科書の補足が必要になるのであれば、しっかりそれを行えるよう事務局として指導方針や留意点などを示したり資料を作成したりするなど、適切、効果的な対応が求められると考えています。枚方の教育をよりよいものにするため事務局には大変ご苦労をかけるのですけれど、そういう作業にも取り組んでいただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○記虎委員長 村橋教育長。

○村橋教育長 これまでも教育委員会の権限と責任のもとに教科書採択を考えてきましたけれども、教育委員会の中で討論したこと、あるいは要望したことが必ずしも全ての学校現場に伝えていない、子どもたちへの指導につながっていないのではないかという反省があります。今回の

教科書採択にあたり検討したことは、教育委員会の責任のもと、事務局を通して、教職員研修、あるいは教育委員会の方針の中に組み入れていかなければならないと考えております。昨年度の小学校の採択では、児童の基礎・基本の定着、また、言語活動の充実、ユニバーサルデザインの観点の面から採択したという経緯があったと思います。採択の観点については様々な付けさせたい力がありますが、その付けさせたい力のバランスの観点が大切だと思っております。市として課題があることに関して取り上げられている内容を重視するあまり、一つの付けさせたい力だけを重視することにならないように、このバランスの観点ということを重要にして考えていかなければいけないと思っております。

○記虎委員長 ありがとうございます。

これまで出た私も含め委員各位からの意見を整理してみますと、教科の専門性、今求められている学力、つけさせたい力のバランス面などのキーワードがありました。教科の専門性、ユニバーサルデザインへの配慮等、よりすぐれた特徴を多く有する教科書を採択するという、これまでの方針を踏襲しながら、1つ目は社会生活に必要な基礎・基本の知識や技能を正しく理解しバランスよく習得できるか。2つ目は、授業を通して今求められている力、思考力・判断力・表現力の育成など、子どもたちが自ら考え能動的に関わろうとする習慣を身につけることができるか。この2つの観点で枚方市の子どもたちにとって最もふさわしい教科書を採択していきたいと考えております。そして、採択された教科書を活用し、どのように指導していくかを教職員研修や教育委員会の方針の中に組み入れていくことが今後の課題であると考えています。

以上の点を踏まえ、これから種目ごとに議題としていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから種目ごとの審査に入ります。

冒頭、議事進行について確認しましたとおり、私たち教育委員は政策会議等において全ての種目について教科用図書を手元に置きながら、各委員それぞれの視点で確認・検討してまいりました。本日は、さらに選定にあたっての観点を明確にするため、まず事務局から選定委員会の答申内容の説明を受け、その質疑を行いたいと思っております。なお、委員間の協議が必要な場合は、質疑の中でその旨ご発言をお願いします。質疑の後は討論を行い、それから採択図書の決定を行いたいと思っておりますが、このような進行でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 それではまず、「平成28年度使用中学校教科用図書の国語」につきまして議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 国語につきましては、選定委員会から、東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の5社について答申をされました。

議案書11ページにございます国語の答申の写しをご覧ください。

なお、教科書につきましては発行社番号順に述べさせていただきます。

学習指導要領の国語科の目標及び内容を踏まえまして、東京書籍は、言語による認識力と感受

性を育むことができるような教材が取り扱われています。「てびき」により見通しをもって学習が進められるよう工夫されています。討論やディスカッションなどを取り上げ、学習の流れや手法がわかりやすく示されているとともに、リンクマップによる話し合い、チャート式討論などの多様な言語活動が示されています。

学校図書は、言語による認識力と感受性を育むことができるような教材が取り扱われています。プレゼンテーションやパブリック・スピーキングなど、ねらいを明確にして言語活動が行われるよう設定されています。

三省堂は、言語による認識力と感受性を育むことができるような教材が取り扱われています。文学的文章等と説明的文章等がバランスよく取り扱われ、学びを深めるよう工夫されています。討論ゲームや即興劇、企画会議など、多様な言語活動が取り扱われているとともに、「地域情報誌」や中学校生活の「名言集」などを書くなど、社会生活にかかわる題材が取り上げられています。日本十進分類法に基づく図書館での情報の探し方をわかりやすく示すなど、図書館を活用しやすいよう工夫されています。

教育出版は、言語による認識力と感受性を育むことができるような教材が取り扱われています。フリップや図表を用いて報告したり、提案したりするなど、多様な発信の手段が示されているとともに、随筆の作成や広告の批評など、ねらいに応じて適切な構成で各活動が取り扱われています。

光村図書は、言語による認識力と感受性を育むことができるような教材が取り扱われています。グループディスカッションやパネルディスカッションなど、相手や目的に応じて話す活動は示されており、学校生活にかかわる題材が取り扱われています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ、総合的に判断して本市の生徒にとって東京書籍と三省堂、この2社が甲乙つけがたくふさわしい教科書であると報告されています。答申にございますように各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしく願いをいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 昨年度の小学校の採択のときにも質問をさせてもらったのですが、本市では昨年度から学校図書館教育充実事業を実施し、研究指定校では読書好きの生徒が増えるなど大きな成果が上がっていると聞いております。しかし、事業を充実させていく大前提として、日々の授業の中での読書のすばらしさを学ぶ場が必要であると考えています。国語科としての読書活動は、各発行者の教科書でどのように取り上げられていますか。発行者の特徴について説明をお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 読書活動の取り扱いにつきましては、各社とも資料編や巻末の「読書案内」などで本編と関連した読み物教材を取り上げるなど、読書への興味、関心を高めるよう工夫されているということです。その中で、東京書籍と三省堂について特に説明がございました。東京書

籍では、本編「読書への招待」において、単元と関連した読み物教材を取り上げ、巻末の「読書案内」では紹介図書の本文の一部を掲載するなど、読書への興味・関心を高めるよう工夫されています。三省堂では、資料編「読書ガイダンス」の「情報探しのヒント」として「インターネットで探す」「図書館で探す」というページを設けて、日本十進分類法に基づく図書館での情報の探し方を取り扱うなど、図書館を活用しやすいよう工夫されています。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 学習指導要領では、全ての教科におきまして言語活動を重視することが挙げられていますけれども、とりわけ国語科においては、言語力育成の中核を担う教科であるというのは間違いないかと思います。先ほどの説明でもありましたけれども、全ての発行社で取り上げられているということは言うまでもないことだと思いますけれども、全体的に見てどのような傾向があるのか等について説明をお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 言語活動の充実につきましては、各社とも記録、説明、批評、論述、討論など、課題を解決していく過程を重視するさまざまな言語活動が取り扱われてございます。どの発行者も今求められている言語能力の育成に向け、さまざまな事例が挙げられていると聞いてございます。

○記虎委員長 私からも質問させていただきます。

学習指導要領では、伝統的な言語文化に接するのための指導の工夫が求められております。選定委員会では、東京書籍と三省堂についてどのような意見が出たかお聞かせ願います。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍は、カラーの折り込み資料により興味・関心が高まるよう工夫されており、三省堂は、作品成立の年表や「読書の広場」の伝統芸能に関する教材で、理解を助ける視覚的な工夫がなされていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 ただいま選定委員会からは、本市の生徒にとって東京書籍と三省堂の2社が甲乙つけがたく、ふさわしい教科書であると報告がされました。前回の採択では、物事を論理的に考えたり、説得力をもって伝えたりする力が段階をおって身に付くよう構成されているということから東京書籍が採択をされました。言語活動の充実の観点に、視点になると思います。その視点から3年生の教科書を比べてみますと、東京書籍は「チャート式討論」、学校図書は「パブリック・スピーキング」、三省堂は「企画会議」、教育出版は自己PR、光村図書は「ブレーンストーミング」と各社、非常に特徴が見られて説明の量の多さに少し差はあるんですけども、各発行者とも遜色がないものであるということを感じ取りました。

少し別の視点で言いますと、教科横断的な視点ということを考えてみますと、特徴的な資料が

あるのは三省堂ではないかなと思いました。例えば、三省堂で取り扱っている「ワールドカフェ」などが、これは他教科につながる教科横断的な指導に生かせる一つの手だてであると考えます。また、資料編の「考える広場」の「学ぶ力を高めよう」では、1、2年生、そして3年生と繰り返し学習すること、段階をおって身に付けることとしっかり構成されており、私は三省堂の教科書が枚方の子どもたちにふさわしい教科書であると思います。

○記虎委員長 ほかにも討論はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 読書についてなんですけども、写真つきで本の紹介、あるいはブックカバーづくりなど、どの発行社も力を入れているなと感じました。その中でも、三省堂は「インターネットで探す」、あるいは「図書館で探す」というページを設けている点、これは調べ学習につながっていくと思います。学校からの意見においても「読書の広場が充実している」それから、「情報活用のヒントは調べ学習の授業において特別な資料を用意することなく図書館を活用できるのが良い」というものがありました。また、今、研究指定校の学校図書館で進めている市立図書館と同じ「日本十進分類法」に基づく整理など、これから全ての学校で進めようとしている内容が詳しく記載されている点からも、三省堂の教科書はよいと思いました。

○記虎委員長 私は全体として言えることは、今回全ての教科書を見て大変親切につくられていると感じました。もしかすると「教科書を教える」だけで、今求められている思考力・判断力・表現力などの生徒に付けたい力が身につくようになってきているのではないかと考えます。調査員からの報告書、6つの調査項目に本日確認した観点を加味すると、私も東京書籍、三省堂が甲乙つけがたいと感じました。しかし、その中でも三省堂の教科書は、あくまでも学習活動の当事者である生徒の視点に立って、今求められている思考力・判断力・表現力の育成にも対応しており、文学的文書と説明的な文書、言語活動の内容及び教材の配置と分量のバランスもとれていると感じました。

山下委員。

○山下委員 記虎委員長からはじめの教科書採択の確認の中で、「子どもにどんな力をつけさせたいのか」ということの答えを教師が明確に持っていなければならない」というご意見がありました。その点について特に国語科では子どもたちを取り巻く社会環境を押さえておく必要があると考えます。生活環境の変化として、まず急速な情報化の進展があります。それが子どもたちの言語活動に与えている影響は非常に大きくて多岐にわたります。一方、この情報化社会では膨大な情報を素早く、正しく読み取り、適切に処理する力が求められています。

次に、少子化、核家族化ですが、これは他者の思いを感じ取る感性やコミュニケーション能力、表現力といった力を希薄にさせる要因となっているはず。加えて、読書活動や手紙などの文字文化から離れる傾向も読解力・表現力・記述力の低下につながるものです。そして、急速に国際化する社会において感じるのは、今後ますます子どもたちは多様な人々とかかわり合いながら生きていく状況になり、相手の考えを正しく理解する力に加えて自分の意見を論理的にきちんと伝えられる力が非常に大切になってくるということです。教科書採択に当たっては、こういった社会背景も踏まえて子どもたちにどのような国語力を付けさせるのかを考える必要があると思っ

ています。国語学習は大きく捉えると文学、論説、古典といったくくりがあろうかと思いますが、小中学校の期間にまずは文学的な文書をじっくりと読み込むことを通して、読解力や表現力を培い豊かな感性を磨かねばなりません。また、古典では先人の語彙や思考、言葉の響きなどを大切にすることに加えて、文の格調の高さや気品といったものを学んでほしいと思います。このような基本学習の上に論理的思考や自分を正しく伝え表現する力、情報処理能力など、多様な力を積み上げていけるような教材が適切に扱われていることが中学校国語の教科書に求められていると考えます。

三省堂の教科書は、答申にもありますように文学的文章等と説明的文章等がバランスよく取り扱われ、資料編の「学ぶ力を高めよう」では、本編の理解や他教科の学習に活用できるような方法が示されています。生徒の学びを深めるような工夫がされている点と、これまでの討論の内容を総合的に考えましても、枚方子どもたちにとってふさわしい教科書であると思います。

以上です。

○記虎委員長 ほかには討論はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 今、各委員から討論される話を聞いておきまして、三省堂の教科書についてこれを採択するのに賛成という立場でものを申し上げたいと思います。

繰り返しになることは申しませんが、さまざまな幅広いテーマをうまく取り上げていろいろな考察をさせていくという、そのようなねらいが出ているように思いましたので、その点、これをどう使うかということをお話の前提にして少しお話を申し上げたいと思います。

このよりよい授業については、また、いろいろ他の委員からもお話があったんですけども、私は古典の学習について少し補足的に申し上げたいと思います。ずっと以前から国語には関心があったものですから、国語の教科書というものに目を向けておきますと、教材選びについてありていに申しますと何かちょっと物足らんというふうに感じていることがございました。その背景としては、戦後、我々日本人は国語とか言語というものを意思の伝達の道具であるというふうにだけ捉えるというような考え方が瀰漫してきたという問題があるのではないかというふうに思われます。古典ということに関連して、今なお印象に残っている本をここでちょっと取り上げながらお話を申し上げたいと思います。

1つは、小説家・評論家の丸谷才一さん、ご存じだと思いますけども、この方が『完本日本語のために』という本で、かつていろいろ小中学校の国語の教科書を読み比べられて、その上で考察を加え、鋭い批判と改善のための提言をしておられます。中学校の教科書に対しましても、「話し上手、聞き上手を育てよう」とか、「敬語は普遍的なもの」、「名文を読ませよう」、「読書感想文は書かせるな」などといった提言がなされましたが、さらに「文体を大切にしよう」と訴えておられました。氏は、「口をついて出るおしゃべりをそのまま書き写せば口語体になると世間では漠然と考えているらしいが、これはまったく間違っている。口語体とは口語の文体の意である。それは常に文体としての形と整いが要求されるし、その形と整いや規範は実質的にも歴史的にも文語体にあるのだ」と明快に指摘しておられました。また、氏は「教科書は規範であり、そして、国語教科書の文体は一国民の文体意識の規範となる性格のものである。劣悪な文章で国

語を学んだ国民は、文体についての感覚を失うにちがいないし、そのことは必然的に精神の衰弱をもたらすだろう」と述べておられますが、いかがでしょう。この文体の問題に深くかかわって「古典を読ませよう」とか、「中学校では漢文の初歩を」と提言しておられるわけですが、「今の日本人が最も学ばなければならないのは、・・・論理的で明快な説得の技術なのである」と国語学習の現実的意義にも目を配りながら、「現代日本文明にとって差し当たり大事なものは、明確精細に物事を伝達する散文を社会一般のものにすることなのだが、この能力の下地になるのは、意外なことに、古文と漢文の素養にほかならない」と古典学習の奥深い意義を明らかにしておられました。

それと、古典に準ずるものとして、あるいはもはや古典の仲間入りをしたものとして、近代文学作品も大事だと思います。この点を端的に説いているのが、世界の中で日本語を考えておられる作家の水村美苗氏の『日本語の亡びるとき』という本で、そこで氏は「国語教育においては、すべての生徒が、少なくとも、日本近代文学の〈読まれるべき言葉〉に親しむことができるきっかけを与えるべきであると。子供のころ、あれだけ濃度の高い文章に触れたら、今巷間に漫然と流通している文章がいかに安易なものか肌でわかるようになるはずである」と述べ、さらに「世界のほとんどの民族は、歴史のなかで、他民族から自分の言葉を護らなければという情熱をもつ契機を与えられた。」「それなのに日本人は「日本語を大切にしよう」とはしてこなかった。」と指摘しておられました。

基本は水村氏が言われるように、「文化とは、〈読まれるべき言葉〉を継承することではない。〈読まれるべき言葉〉はどのような言葉であるかは時代によって異なるであろうが、それにもかかわらず、どの時代にも引きつがれて〈読まれるべき言葉〉がある」ということではないのでしょうか。ご紹介したお二人の書物には根本から考えさせられるものがあり、古典や準古典に関わらずこういった問題意識を頭に入れて国語教育のあり方をより豊かなものにしていく努力が求められていると思います。各学校で教員がこの教科書を使いながら、今申した趣旨も踏まえてよりよい授業に取り組めるよう、事務局にも適切な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○記虎委員長 ありがとうございます。

ほかに討論がございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用教科用図書の国語につきましては、どの発行者も論理的に考え、説得力を持って伝える力が育つよう工夫されていますが、その中でも特に教科横断的、また、市が重点として取り組んでいる図書館の活用など、今求められている力、子どもたちが自ら考え能動的に関わろうとする力を身につけることができるという観点から、三省堂を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、三省堂を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の欄に、中学校用の国語の欄に発行者番号15、発行者略称「三省堂」、書名「現代の国語」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の書写」を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 書写につきましては、選定委員会から東京書籍、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の5社について答申されました。

議案書12ページにあります書写の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の国語科の目標及び内容を踏まえまして、東京書籍は、行書入門期の指導では、楷書と行書を比較しながら、文字を正しく整えて速く書く行書の特徴と動きのパターンがわかりやすく示され、「振り返ろう」で定着させる構成になっています。硬筆の漢字教材は、字形の仕組みや筆順、行書の形などがよく整理してまとめられています。

学校図書は、行書入門期の指導で行書の基本的な筆遣いを2色の薄墨と丁寧な説明により、わかりやすくまとめられています。楷書、行書の手本が豊富で、字形や点画のつながりが配慮されています。

三省堂は、行書入門期の指導で2色の薄墨の図版を使用し、キャラクターを有効に使った学習のヒントで、生徒の主体的な気づきを促しながら、行書の特徴を理解させるよう配慮されています。

教育出版は、行書入門期の指導で楷書と行書の違いを比較しながら、行書特有の穂先の動きや運筆が、二色の薄墨の図版や丁寧な解説により視覚的に理解できるよう配慮されています。墨や和紙の作り方などが詳しく掲載され、さまざまな角度から書写に興味をもてるよう工夫をされています。

光村図書は、行書の入門期の指導で見開きのページに薄墨の図版を使用し、同じページに楷書も掲載して、楷書と比較しながら行書の特徴を明確にして学べるよう配慮されています。硬筆教材は、教科書に直接なぞり書きをする箇所を多く設けることで身につくよう工夫をされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ、総合的に判断して本市の生徒にとってふさわしい教科書は東京書籍と教育出版と光村図書であると報告されています。答申にございますように、各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○記虎委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 選定委員会では、どのような意見が出ていたのかをご説明をお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 各社とも生徒が主体的に取り組めるようさまざまな工夫をされていますが、特に本市の生徒にふさわしい教科書を挙げるとしたら、行書、楷書、資料ともに豊富な東京書籍、教育出版、光村図書になると聞いてございます。各社とも特徴的なところがあり甲乙つけがたい

との意見がございました。

- 記虎委員長 私から。答申の中で行書入門期の特徴の説明がありましたけれども、もう少し詳しく特徴のある発行者について説明をお願いします。

若田学校教育部長。

- 若田学校教育部長 行書入門期の指導につきましては、各社とも楷書と行書を比較して、行書の基本的な筆遣いや楷書との違いがわかりやすいように説明されていると報告を受けてございます。学習指導要領におきましても、漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこととあり、基礎的な部分を理解することが大切になります。

東京書籍では、楷書と行書を比較しながら文字を正しく整えて速く書く行書の特徴と動きのパターン、ポイントがわかりやすく示されています。

光村図書では、見開きのページに薄墨の図版を使用し、楷書と比較しながら行書の特徴がわかりやすく示され、定着できるようになっています。

- 記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

徳永委員長執行代理者。

- 徳永委員長職務代理者 前回の採択のときにも尋ねましたけれども、書写では生徒が基礎的、基本的な技能を確実に身につけるといこととともに、学んだことを他の学習や日常生活の中で役立てることが重要だと思っています。この観点から言って、選定委員会では各社はどのような特徴を持っていると説明がありましたでしょうか。

- 記虎委員長 若田学校教育部長。

- 若田学校教育部長 各社とも学習指導要領の要旨を踏まえ、基礎的、基本的技能が身につけられるよう、わかりやすく説明されていると報告を受けてございます。また、学んだことを日常生活に役立てる工夫として、特に東京書籍と教育出版、光村図書の説明がございました。

東京書籍では、「生活に広げよう」や「生活を豊かにする文字」で具体的な活動の中で書写学習の生かし方を提示したり、具体例をあげ、書写学習の成果を他の教科の学習や日常生活で生かせることができる内容になっております。

教育出版では、原稿用紙や手紙、案内状、掲示物や新聞の例などを豊富に示し、書写の学習内容を日常生活に生かせるよう配慮をされています。

光村図書では、日常の書式、活用のヒントで豊富な例を示し、わかりやすく解説することによって、書写学習を日常生活に生かせるよう配慮されていると報告を受けてございます。

- 記虎委員長 吉村委員。

- 吉村委員 もう1つ質問させていただきたいと思います。昨年度からユニバーサルデザインの観点が加わりましたが、再度、ユニバーサルデザインについての質問になりますが、新しい教科書は現在使っている教科書とどのように変わっているかについて質問をさせていただきます。

- 記虎委員長 若田学校教育部長。

- 若田学校教育部長 どの教科書もユニバーサルデザインの専門家から校閲を受け、誰にとっても見やすくわかりやすいよう配色や文字の大きさなどに配慮して編集されていると報告を受けております。

○記虎委員長 ほかに質問はございますか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

それでは、私から。先ほど国語のときも話をしましたけれども、どの書写の教科書を見ても経験の浅い教員が指導しやすい、教科書を教えるだけで今求められている力が身につくのではと感じました。しかし、書写は第1、第2学年は20単位時間程度、第3学年は10単位時間程度と聞いています。少ない時間数の中での的確に指導できる観点から、もう一度各教科書を見てみました。教科書を見ますと、先ほどの説明にありましたが光村図書は見開きのページに薄墨の図版を使用し、行書と楷書を比較しながらわかりやすく示されている点は、違いを生徒が明確に理解できると感じました。また、教育出版は、新しい教科書でも行書と楷書の比較、穂先の動きや筆の運び等、丁寧に示されていると感じましたが、ポイントを絞る、わかりやすさという観点から見ますと、光村図書の漢数字「一」という字を使い行書と楷書の書き方の違いについてしっかり考えさせ、また、「緑」では大きな字で楷書と行書の違いを比較できる点は、生徒にとってポイントを押さえて書くことができることから、光村図書が枚方の子どもたちにふさわしい教科書だと感じました。

山下委員。

○山下委員 今、委員長がおっしゃっていた、ポイントを押さえて書くということは大切であると思います。前回との違いは、東京書籍の紙面がA4サイズより少し大きくなっているところだと思います。大きければ大きいほどたくさんの情報が記載されていて見やすいのですが、やはり生徒にとって学びやすい等の特徴を優先するべきものと考えております。先ほどから話に出ている光村図書の行書の入門期の指導は、これまで小学校も含めて学習してきた楷書を踏まえ学習することで生徒が理解できると考えます。生徒にとって学びやすいという観点から、光村図書がよいと思います。

○記虎委員長 ほかに討論はございますか。

吉村委員。

○吉村委員 元高等学校の関係者であった立場で少し話をさせていただきますと、高校の芸術選択において、音楽、美術、書道、3つのうちの1つの書道を選択しないと中学校が学ぶ最後の機会となってしまいます。したがって、この3年間で学習内容をしっかりと身につけることが大切だと考えます。今後、学ばない可能性もある書写については、例えば行書と楷書の違いや、基礎、基本をしっかりと身につけさせるということが必要であると考えます。光村図書については、そのあたりはしっかり押さえることができているというふうに感じました。また、硬筆教材につきましては、教科書に直接なぞり書きをする箇所を多く設けていることで、美しい字形が身につくよう工夫されています。その点も基本の定着につながるよい点だと考えております。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の書写につきましては、特に行書入門期において楷書との違いを考えさせながら学習を進め、また、硬筆教材においても工夫が見られ、基礎、基本の知識や技能を正しく理解できるという観点から光村図書を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、光村図書を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の書写の欄に、発行者番号38、発行者略称「光村」、書名「中学書写」とご記入ください。

それでは、続きまして「平成28年度使用中学校教科用図書の社会（地理的分野）」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 社会（地理的分野）につきましては、選定委員会から東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版の4社について答申されました。

議案書13ページにごございます。地理の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の社会科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、資料を読み取る視点を入れ、各州や地方の学習の最後でまとめの言語活動を設定するなど、思考・判断・表現する力がつくよう配慮をされています。また、導入で大きな写真・地図が掲載されており、興味、関心がもてるよう工夫をされています。

教育出版は、資料の読解力を伸ばすための「読み解こう」や「ふりかえる」「学習のまとめと表現」などが設定されており、思考・判断・表現する力が付くよう配慮をされています。ステップ1で基礎・基本の確認、ステップ2で説明や話し合いなどの表現活動ができ、段階的に取り組めるよう工夫をされています。第一章の前に、「地理にアプローチ」を設け、小学校で学習した地図やグラフに関する内容の復習ができるようになっています。

帝国書院は、「確認しよう」「学習をふりかえろう」などで、基礎・基本的な知識を確認させたり、説明させたりして自ら考察できる力が身に付くようにしています。

日本文教出版は、「言語活動コーナー」、章末のまとめ学習などを通して、地理的事象について主体的に考え、判断し、表現する活動ができるよう設定をされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ、総合的に判断をして東京書籍と教育出版が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、本市の生徒にとってよりふさわしい教科書は教育出版であると報告をされています。答申にごございますように各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしく願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 今、説明にありましたように教育出版では教科書を複数ページとり「地理にアプロー

ち」を設け、小学校で学習した地図やグラフに関する基礎的な知識を確認する作業を行い、なおかつ小学校の中学校へのスムーズな接続が図れるようにしているというのは、学びの連続性という観点からも特徴的であるなどというように感じました。他の教科書にも小学校の学習内容の復習が記載されているかと思うんですけども、選定委員会からは、この点についてどのような報告があったかお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 例えば、東京書籍では各章の最初に小学校で学習した事柄を用語や写真で説明し、小学校から中学校への学習をスムーズに行えるようにしています。

日本文教出版では、連携コーナーで小学校での学習内容を示していると、報告を受けてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 中学校学習指導要領解説の一部改定された領土に関する教育についてですが、各発行者の教科書はどのように記載されていますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 各教科書とも、領土に関しましては領域について学習した後、「北方領土」、「竹島」、「尖閣諸島」について学習をいたします。その中で具体的に申しますと、「竹島」については我が国の固有の領土であることや、韓国に不法に占拠されていること、韓国に抗議を行っていることが記載され、「尖閣諸島」では、我が国固有の領土であることや、我が国が有効支配しており、解決すべき領土問題は存在していないことなど理解させています。

○記虎委員長 村橋教育長。

○村橋教育長 学習指導要領では、社会科において資料を選択し活用する学習活動や、作業的、体験的な学習が重視されていますが、この点についてどのように取り上げているのか。特徴的な発行者について説明をお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍では、「地域調査の手順」で生徒が学習の順序がわかるように示し、「調査の達人」では調べ方やまとめ方、発表の仕方についてポイントを説明し、生徒が作業しやすいように工夫をしています。

教育出版では、「地域調査の手引き」で調査の視点や手だてについて生徒が作業しやすいように工夫をされています。最後の「発表の仕方」では、発表までの順序がわかりやすく解説されていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

山下委員。

○山下委員 教育出版がよりふさわしいという立場から討論いたします。

振り返りと言うのでしょうか、東京書籍、教育出版だけでなく、帝国書院では「確認しよう」「説明しよう」、日本文教出版では「確認」「活用」で知識の活用を図り、学習をまとめるコーナーを設けています。各発行者工夫していますが、教育出版では先ほど説明でもありましたように「ふり返る」のステップ1で基礎的事項の確認を行える内容になっています。そのあたり、他の発行者と違います。また、ステップ2で説明や話し合いなど、自分の言葉で説明できるよう表現活動にもつながっています。教育出版の段階的に取り組める工夫がされている点は、授業の中で基礎・基本の定着と、その基礎・基本を活用した取り組みができるということを感じました。

○記虎委員長 ほかに討論はありますか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 私は、教育出版の教科書がふさわしいと考えます。例えば「さまざまな宗教と人々の暮らし」という項目がございまして、そこには世界にはさまざまな宗教があり、多くの人々が信仰をもって生きているという基本的な事実について、生徒がはっと気づくような、そういう書き方がされているんですね。さらに、「宗教の源には人間の知識や科学を超えた存在に対する畏敬の思いと信仰があります。宗教は人々の考え方や価値観もつくり出しています。現代の世界で生きる私たちにも、宗教は決して無関係なものではありません」としています。これは日本では普段あまり意識されないことですが、世界では当たり前のことに言及したものであり、異文化を理解する入り口に連れていってくれるものだと思います。と同時に、日本が一見すると世界でもまれな宗教色の薄い国に見えるということも浮かび上がってくるという点で、自国の文化を理解することにもつながってきます。ともかく地理の学習は、世界と日本の自然的な条件、文化的な条件等における特徴や多様性を明確に学び取ることができる分野であり、異文化理解の観点からも違いを認め合うという前に違いを知るという着実な学びに向けて、生徒の知的興味をかき立てるよう種々の工夫のしがいがあるというように現場の授業には期待をしているというところです。

以上です。

○記虎委員長 ほかに討論はありますか。

村橋教育長。

○村橋教育長 私も教育出版がよりふさわしいということで話をしたいと思いますが、東日本大震災から時間が経って、災害に対する危機意識というのがだんだん薄れてきているのではないかと懸念をしています。学習指導要領でも自然災害については一部改訂されているんですが、各発行者さまざまな形で取り上げられていますけども、教育出版では、東北地方の「現代日本の課題を考えよう」で、震災を乗り越えて活動する様子が取り上げられております。地域の文化を引き継ぐことという点から、伝統文化に関する意識を高めることにもつながっていくと思います。全日本中学校校長会の調査研究報告書の中で、防災教育について幾つかあったんですが、地震や津波など災害を想定した避難訓練を実施した公立中学校の割合が減少しているとありました。是非、地理の学習でもう一度、災害に対して学習を深めていきたいと考えているので、研修を通じて伝達をしていきたいと考えております。

○記虎委員長 ありがとうございます。

ほかに討論はございますか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の社会（地理的分野）につきましては、東京書籍や日本文教出版なども小学校からのスムーズな接続に工夫が見られるということですが、「地理にアプローチ」や振り返り活動に特色があり、基礎・基本の知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力を育成できるという観点から、教育出版を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、教育出版を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の社会（地理的分野）の欄に、発行者番号17、発行者略称「教出」、書名「中学社会 地理 地域にまなぶ」とご記入ください。

続きまして、平成28年度使用中学校教科用図書の社会（歴史的分野）を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 社会（歴史的分野）につきましては、選定委員会から東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎の8社について答申をされました。

議案書、14、15ページにございます歴史の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の社会科の目標及び内容を踏まえまして、東京書籍は、近代の国際関係について本文で詳しく記述されており、日本の歴史を当時の国際情勢と関連づけて理解できるよう配慮をされています。各ページの下部には、時代・世紀のスケールがあり、学習している時代が視覚的に把握しやすいよう配慮されています。各章の扉の年表では、小学校での学習内容を掲載し、章の終わりの年表では中学校での学習内容を青字で加え、学習の積み上げが確認できるよう工夫されています。

教育出版は、コラム「世界から歴史を探ろう」において、3つのテーマで日本と世界の歴史を関連づけて学習できるよう配慮をされています。各タイトル上に大まかな時代区分が表され、学習する時代が視覚的に確認できるよう配慮をされています。本文のフォントは、見やすく読みやすいよう配慮をされています。

清水書院は、地図で見る世界史で地図と資料を用いた説明があり、古代から中世における日本と世界との関係や歴史が概観できるよう配慮をされています。

帝国書院は、巻末の年表の中で「世界の主なできごと」「日本と海外との交流」を併記することで、日本と世界の歴史を関連づけて学習できるよう配慮をされています。

日本文教出版は、章のはじめに「地図で見る世界の動き」のコーナーを設け、各時代の日本と世界の歴史を関連づけて学習できるよう配慮をされています。「でかけよう地域調べ」等では、大阪など近隣地域での戦争遺跡等を訪ねるといったテーマが取り上げられ、歴史事象の調べ方、学び方が習得できるよう工夫をされています。

自由社は、「外の目から見た日本」において、世界から見た日本の姿が捉えやすいように解説されています。

育鵬社は、章のはじめ「鳥の目・虫の目で見る」で、生徒が興味・関心をもてるよう、また、各章に設けられた「このころ世界は」では、各時代における日本と世界の歴史を関連づけて学習できるよう配慮をされています。

学び舎は、はじめの見開きでその時代の世界の様子を表した資料と世界地図が掲載され、日本と世界を関連づけて学習できるよう配慮をされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ、総合的に判断して東京書籍と教育出版、日本文教出版が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、本市の生徒にとって最もふさわしい教科書は東京書籍であると報告をされています。答申にございますよう各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 それでは質疑に入ります。

質疑はございますか。

それでは、私から質問させていただきます。

歴史であっても、「教科書を教えるか、教科書で教えるか」を一人一人の教員が自ら問いかけ考えていくことが大切であると思います。経験の浅い教員が教える場合でも、子どもたちの理解につながるようにしっかりと内容が整理された教科書はどの発行者と聞いていますか。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍と教育出版を挙げられたと聞いています。

東京書籍では、知識理解を育てる上で必要となる情報量の豊富さはもちろん、いろいろな小さな工夫が随所に見られる教科書です。豊富で見やすい多くの資料写真、効果的に配置されているイラスト、興味・関心を高めたり、考えさせたりするのに役立つ各種のコラムやコーナー、導入に巧みさやまとめのわかりやすさなど、いろいろな面で学びやすくする多くの工夫が特徴的で、しっかりと内容が整理された教科書であるとのこと。

教育出版は、工夫が多いという点で東京書籍と似た特徴を持つ教科書ですが、独自の点としては見やすさが特徴的です。本文の文字が少し濃いという印象を受けるような特別な字体です。調べたところ、読みやすさと書き文字としての形の正しさを両立した特別な書体であるそうです。この点だけでなく、ユニバーサルデザインに配慮した見やすくわかりやすい紙面にしようとする配慮のもと、しっかりと内容が整理された教科書になっていると聞いております。

○記虎委員長 吉村委員。

○吉村委員 調査員の報告を読ませていただきますと、市独自の観点として小中連携を観点として追加をしていると言いました。この観点について調査された内容を少し具体的に説明をお願いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 小学校の歴史学習との関連・接続に効果的だと思われる具体的な例をいくつか挙げて説明がございました。

東京書籍では、先ほども少し説明させていただきましたけれども、各章の扉のページにある年表では小学校で学習した内容が掲載され、同じ年表に中学校で学習した内容を青字でつけ加えたものが章の終わりのページに掲載されてございます。これらの工夫によりまして、教員も教える前に既に学んだことを確認でき、小学校の学習内容に中学校の学習が積み上げられるよう配慮をされています。

清水書院では、巻末の人名索引において小学校で学習した人物のみイラストつきにして区別できるような工夫がされており、歴史上の人物を顔で思い出しながら振りかえることができるようになっていると聞いております。

日本文教出版では、脚注の連携コーナーで小学校での既習の人物、文化遺産などを再確認し、中学校の学習に移行できるよう配慮をされています。この連携コーナーでは、地理、公民との関連も確認できるようになっています。

○記虎委員長 ほかには質疑はございませんか。

徳永委員長執行代理者。

○徳永委員長職務代理者 これまで社会科、特に歴史の教科書の採択の際にはお尋ねしたり、お願いしたりしてきたことがございます。何年も前の定例会でも申したことを念のためかいつまんで申し上げまして質問したいと思います。

それは、教科書を選ぶにあたって大事なこととして、基本の1つ目としては教育基本法や学習指導要領の趣旨にきちんと沿っているか、それを踏まえているかということ。その2つ目に、学問上の新しい情報にも目配りし、より適切な説に基づいているかということ、さらに記述の仕方、あるいは内容、目的、効果などに関して、1つ目に基本的な事項を適切に記述しているか、大きな欠落や錯誤がないか。2つ目、記述のバランスがとれているか。一方的な過度に主観的な記述となっていないか。現代の視点や価値観、ステレオタイプの善悪二元論を持ち込んで裁断されていないか。3つ目、世界、特にアジアの中での我が国の歴史の特徴、特質が明らかとなっているか。4つ目、リアルな認識、冷静な目を養えるか。5つ目、歴史が理解できるよう工夫されているか。6つ目、生徒が読んでどのような捉え方をするか。どのようなイメージをもつことができるか。結局どのような力を付けることができるかというふうに申しましたが、今回推されている東京書籍の教科書は、これらの諸点について、どの程度満たされていると考えられますか。課題としてはどんなことがあると考えられますか。また、その課題を事務局としてはどのように対応していけますか。お尋ねしたいと思います。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいまご質問いただきました1点目から5点目につきましては、東京書籍に限らずそれぞれ教科書検定に合格した教科書でございますので、学習指導要領の目標を満たしているという前提で調査・研究を進めてもらいました。6点目のご質問につきましては、先ほどの記虎委員長のご意見にもございましたけれども、教科書を用いて、「子どもに何を教えるのか」つまり、「子どもにどんな力をつけさせたいのか」ということを教員が学習指導要領に基づいた明確な答えを常にもっていなければならないということについて、経験の浅い教員が増える中、課題としてあると事務局としても考えてございます。このことにつきましては、冒頭の教育

長のご発言でもございましたように、研修等を通じて改善を図ってまいりたいと考えてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はありますか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 これまで議会に寄せられた要望書等を見せていただくと、歴史、公民の教科書に対する意見が多数示されておりました。また、教科書センターにおける教科書展示に訪れた市民は91名と、前回の2倍ほどありました。そして、その意見の中にも歴史、公民の教科書に対する意見が多数ありました。その市民の意見なども総合的に考え、本市の子どもたちにとってよい特徴が多くある教科書を採択していくという方針に変わりはないということを確認しておきたいと思っております。

教科書検定の合否は、検定規則に定める厳正な基準等を踏まえたものです。その中にお互いの立場の違い、あるいは価値観の違いを越えて、世界の国々とのように共存していくかが問われていると考えています。東京書籍は、知識理解を育てる上で必要となる情報量の豊富さだけでなく、思考力・判断力を育てるさまざまな仕掛けがされているなど、経験の浅い教員にも大変使いやすく、本市の生徒たちに最もふさわしい教科書であると考えます。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 まず、教科書の選定にあられた方々に労をねぎらいたいと思っております。私も元社会科の教員でしたので、これをずっと読み比べてみまして1つに絞るということはなかなか難しいというのが実感でした。その中でいろんな事柄、それぞれの教科書にいろいろな疑問点や問題点があるということが浮かび上がってきます。そんなことがあると困るんですけども、しかし、そういった問題が全くないような教科書は残念ながらありません。どの教科書を見てもそれぞれの特質、長短があって、完璧なものはありません。その中で、長所をはっきりもつとともに問題ができるだけ少なく、授業で最小限、正したり補ったりできるようなものを我々としては採択するしかないと思っております。その点で東京書籍の教科書は、例えば、イスラム教について「歴史の中のイスラム文化」という項目を立ててしっかり掲げている点などは優れていて、総合的に見ていろんな工夫、改善がなされ、比較的バランスのとれたものだと思いますので、東京書籍を採択することに賛成します。

ただ、長所を認めた上でこれを採択して使う場合に気がかりな事柄など、この機会にお話し、よりよい授業を行ってもらうために役に立てていただきたいと思います。

といいますのは、今の事柄をお話しする前に、歴史の教科書の採択の難しさの前提になることをお話しておきたいと思っております。これはもうずっと抱えてきていることですが、歴史の事実というのは一体何かということ。これを捉えること自体がこれを取り扱う人の価値観と結びついていて、それと相まっての難しさをもっているということがあります。20世紀イギリスの有

名な歴史家E・H・カーは、「歴史とは、歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話なのであります」と言っております。そう考えますと、戦後も我が国は不幸な状況にあったと言えます。我が国の学界、言論界等は、ずっと特有の問題を抱えてきており、これが社会科教育の問題性、困難性の背景をなしていると思われます。それについて1つの典型的な事例を取り上げてお話をしたいと思います。

ご存じと思いますが、1950年、昭和25年6月に朝鮮戦争が始まりました。この開戦をめぐって日本国内でかつてあった論争の件です。これは朝鮮民主主義人民共和国が南へ侵攻したか、大韓民国が北へ侵攻したかという対立でした。昭和41年刊行の『朝鮮戦争』という本で、北朝鮮による「対南侵攻」だとした国際政治学者、神谷不二さんが、40年後の平成18年、あるフォーラムでの基調講演において往時を振り返ってこういうふうに言っておられました。当時、我が国ではいわゆる「進歩的文化人の全盛期で、・・・ある人は、朝鮮戦争は李承晩が」、南の大統領ですよ。李承晩が「仕組んだ南から北への侵略だと主張する。そこまで言わなくても、北朝鮮から南へ攻め込んだとは決して言わず、戦争の生起が自然現象のようであったかのように語るような状況でした。」「わが国では、社会主義イコール平和勢力イコール善玉、他方、資本主義イコール戦争勢力イコール悪玉といった神話が知識階級の心理的ムードに深く浸透していたため、朝鮮戦争は北の南侵であると発言することは大変な勇気と決心が必要でした。・・・すなわち、開戦の責任そのものを全く曲解した解釈が久しい間わが国の学界、言論界で支配的でした。朝鮮戦争が韓国ないしアメリカの手によって始められたという、共産圏以外ではわが国でしか罷り通らないような解釈がなされたのです。」この後、氏は自らの「見解」が「案の定、異端と見なされ、多くの批判や非難を浴び」、しかも、「学問上の批判」ではなく、「それとは全く無関係なイデオロギー的、ときには陰湿な人格的な問題にまで及ぶ中傷を受けることもあ」ったと述べておられますが、当時の状況は私にも想像できます。例えば、昭和52年刊のある日本現代史の概説書でも、高名な日本史学者が「読みの深い金日成が、こんなもつとも初歩的で大きな読みおとしをするようなことはありえないのではないか」などと書いてあってびっくりしました。希望的観測に基づき、何とか北からの侵攻という事実を否定しようと苦しい論を張っておられたわけです。この間ずっと、学界にしてそうですから、マスメディアなどがどれだけ偏向していたかは今さら申すまでもありません。もちろん、教科書にも影を落としていました。しかし、真実は疾うから明らかです。神谷氏が言われたとおりなのです。さらに、ソ連の崩壊に伴って、北の金日成がスターリンの同意を取り付けて武力統一を図ったということもはっきりしてきています。さらに、神谷氏は彼ら、つまり進歩的文化人は、「厳しい国際関係のリアリズムを理解できず、非武装一中立一國連という幻想に逃避していったのです。このような「ひ弱な知的伝統」を我々は今日にいたっても、完全には清算し切っていないのではないのでしょうか」とおっしゃっているのですが、誠に重たい発言だと思います。学者や言論人の中に、自己の正しいと考える政治的信条のために、事実を曲げるということがありましたし、今もあるかもしれません。これは、海外の実態、世界の現実には実は目を閉ざしつつ、都合のいい「思い入れ」、「思い込み」、「イデオロギー」あるいは、情緒的・感情的な観念論だけで物事を捉えるという根強い内向きの風潮と深くつながっているように思います。ともあれ事実を明らかにする、正しく捉えるということがいかに難しいか。

時によっては事実を語ることにどれだけの覚悟が必要か心しなければならないことです。

今回、各社の社会科教科書を読んでみまして、ある種の「神話」、「ひ弱な知的伝統」から脱し切れてはいないのではないかと感じました。それこそ我ら教育関係者にとってはその克服に向けて真摯に取り組むべき大変な課題であると考えています。

さて、ここからです。その上で東京書籍の教科書には、他のほとんどと共通するかもしれませんが、大事なことで欠落もしくは不足していると考えられる事柄があります。そのうちから3点だけ述べたいと思います。

1つ目、皆さんもご存じと思いますが、江戸時代初期にキリスト教を禁止しまして、それは鎖国につながっていきます。これについてです。教科書には、1612年から翌年にかけての江戸幕府による禁教令発令に関して、「神への信仰を領主への忠義より重んじるキリスト教の教えが幕府の考えに反していたためです」と書いてあります。これは何を意味しているのでしょうか。確かに、それだけを取り出せば間違っているとは言にくいのですが、禁教令を出された背景、理由はそれで説明できるのでしょうか。まず、もともとヨーロッパなどのキリスト教の世界でも教会が、これはカトリックでもプロテスタントでも同じですが、世俗の領主の支配一般を否定するなどということはありますが、何より、16世紀、イスパニアとポルトガルの両国は、中南米やアジアに進出していきまして、大航海時代の話ですね、その際、残虐な武力行使をいとわなかったということ、野蛮人視された現地人へのカトリック教会による布教は、その一翼を担うものであったこと、そして、日本近世史家高瀬弘一郎、慶応の先生だった方ですけども、この方のキリシタン時代の研究などによれば、日本がやってきたカトリック教会の宣教師たちも、改宗を勧めるとともに異教たる神道・仏教に対しては攻撃的な態度をとり、勢力下にあった長崎その他のところで神社、仏閣を破壊したりしたこと、そのような情勢のもとで、豊臣秀吉は貿易は進めつつも「神国」たる日本の秩序を脅かすものとして、伴天連、宣教師ですね、この追放を命じるということになったわけです。豊臣政権を継承した江戸幕府は、貿易を拡大しようとする中で当初キリスト教を黙認していましたが、プロテスタントのオランダが日本に進出してきましたと、ポルトガルと競合し、カトリック教会と結ぶイスパニア・ポルトガルの領土的野心について幕府に盛んに吹聴しました。統一権力の確立を目指す幕府は、カトリック教会への警戒感、忌避感を強め、キリスト教を「邪教」として禁教令を出すに至ったのです。それが後に島原の乱を経て、キリスト教の禁止の徹底のためポルトガルの来航を禁止することにつながりました。ちなみに、これを今は鎖国と呼びますが、この用語は江戸後期にはじめて現れたもので、当時は明などで既にとられていた対外貿易を管理統制する“海禁策”を徹底させたものとみなされていたようです。ともあれ、こういった諸事実が禁教の背景の理由に関わると考えられますが、触れられていないことは問題だと考えます。ちなみに、今指摘した点について、ほかにきちっとした記述をした教科書が1社、それに準じるものが2社あったことを申し添えておきます。

2つ目、これは18世紀末のフランス革命に関連してですが、その歴史的意義としてどの教科書にも人権宣言にかかわることが大きく取り扱われていますが、この大革命がヨーロッパ全体に引き起こした波は極めて大きく、見落としてはならないのは資本主義の成長とあいまった近代国民国家、ネイション・ステイトの形成とナショナリズムの勃興ということですが、しかし、東京書籍

では「フランスの支配に反対する各地のナショナリズムの高まり」云々とあるだけで、国民国家の形成についてはふれられていません。しかし、そもそも革命フランスは人権宣言で自由と平等を掲げましたが、それとともに国民主権の原理を樹立して、求心力を強め国民統合を進めました。内外の敵と戦うために国民皆兵制度、つまり、徴兵制をはじめて導入するなど、「祖国」、「国民」の意識の涵養に努めたことは明らかであり、このようなことによって国民国家というこれまでとは違う国家のあり方が形作られ、ナショナリズムが生み出されていくことになると考えられています。その動きは、他の潮流とも合わさって広まっていき、19世紀半ばには我が国にも及びますが、20世紀半ば過ぎには世界中にまで影響を与えることになりました。グローバル化が進む今日でも、なお極めてヴィヴィッドな問題です。このように重要な基本的事項は、難しい面はありますがやはり取り扱われるべきであると考えます。ちなみに、この点をはっきり取り上げていた教科書は他の1社にとどまり、あと2、3社が東京書籍並みに取り上げていました。

3つ目、それは、社会主義、共産主義の問題です。これは20世紀の歴史にとっては極めて大きな場面です。ソ連に関しては、その意義をそれなりに取り上げてありますが、それでもその全体主義とも評される体制の負の面については、ナチスドイツのホロコーストと比べても筆は抑え気味です。強制収容所と秘密警察に代表される共産党一党独裁支配の面こそ、デモクラシー諸国との間を隔てるものです。さらに、中華人民共和国については、独裁体制の下で国民が一体どういう状態に置かれてきたか、特に、大躍進政策強行や文化大革命などによって生じた甚大な惨禍のことが殆ど触れられていません。この60年間に実に数千万人の自国民を戦争ではなく、餓死、処刑、虐殺等で死に追いやったという事実は、世界史で他に比べるものがない残酷苛烈極まりないものです。これほど大きな重たい基本的な事実がなぜ記述されていないのでしょうか。中華人民共和国建国の意義とともに、その後の実態に係る基本的な事実については、必要な配慮をしながら教えなければならないと思います。

以上、取り扱ってもらいたい事項を3点申しましたが、他にもごく基本的な事項できちんと教えらるべき事柄がいくつもあるようです。要は、東京書籍も含めほとんどの教科書に総体的に不足ないし欠落しているのが、ふれ込みはあるのですが、「我が国の歴史を世界の中できちっと見る」という姿勢だと思います。いずれにせよ、枚方の生徒たちには単なる暗記物ではない、基本的な事実を知って理解し考える、驚きや楽しみに満ちた学習をしてもらいたいと切望します。そのため、教員には、平素いろいろ工夫して授業をしていただいているとは思いますが、さらに精一杯研鑽を積んで、事実、根拠に基づいて確かなことを教え、生徒に着実な力を付けてもらいたいと望みます。事務局には、学校・教員に対して一番最初のところでも申しましたように、適切、効果的な対応を具体的にとってもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上のようなことを含めてこの東京書籍の教科書を採択するというところに賛成の立場の討論とします。

以上です。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の社会（歴史的分野）につきましては、それを扱う教員への

指導・助言を事務局としてしっかり行うことを踏まえて、小中連携への配慮や思考力・判断力を育てるためのさまざまな仕掛けがなされていることなどの点から、東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、東京書籍を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の社会(歴史的分野)の欄に、発行者番号2、発行者略称「東書」、書名「新編 新しい社会 歴史」とご記入ください。

続きまして、平成28年度使用中学校教科用図書の社会(公民的分野)を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 社会(公民的分野)につきましては、選定委員会から、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の7社について答申されました。

議案書16ページにあります公民の答申の写しをごらんください。

学習指導要領の社会科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、「公民にチャレンジ」において、個人やグループで話し合ったりする活動を行うよう工夫をされています。「現代社会の見方や考え方」や「効率と公正」マークが多数設けられ、現代社会を捉える見方を学べるよう配慮をされています。

教育出版は、「言葉で伝え合おう」において、表現活動を中心にした学習が取り扱われ、思考力・判断力・表現力を育成するよう工夫をされています。

清水書院は、序章の「ともに生きる社会をめざして」で、現代社会を捉える見方を学べるよう配慮をされています。

帝国書院は、「トライアル公民」において、意見をまとめたり話し合ったりする活動を行うよう工夫をされています。

日本文教出版は、「チャレンジ公民」において、多面的・多角的な見方や考え方を学ぶよう工夫をされています。

自由社は、「課題の探求」で、考察する力、表現する力を育成するよう工夫をされています。

育鵬社は、「現代社会をとらえる見方や考え方」において、現代社会を捉える見方を学べるよう配慮をされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえまして、総合的に判断して東京書籍と教育出版が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、本市の生徒にとって最もふさわしい教科書は東京書籍であると報告されています。答申にご致しますように各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 調査員からの報告の中で、特に特徴的なことについて具体例を含めて説明をお願いしたいと思います。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 公民におきましては、学習指導要領にもございますとおり現代社会を捉える見方や考え方の基礎を養う学習を充実させることが大切であり、その基礎として対立と合意、効率と公正の考え方を生かした学習を充実させることがポイントになります。

東京書籍では「中学校の部活のグラウンド使用について」、教育出版は「マンションの駐車場」問題と身近な問題から考え話し合えるように工夫をされています。さらに、東京書籍では全体の17か所に効率と公正マークを配置し、さまざまな課題について効率と公正の観点で考えさせる工夫がされてございます。また、教育出版は、章末のまとめに効率と公正の観点から考える設問をつくるなどの特徴が見られます。

○記虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

山下委員。

○山下委員 先日、参議院で選挙権の年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が可決しました。それにより中学校3年生は3年後に国民投票の投票権を有することになることから、国民の政治参加や選挙の意義について考えさせる必要があるということを考えますが、その点、各発行者の教科書はどのような特徴がありますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 6月に法改正がございましたため、どの教科書も選挙権が18歳に引き下げられた法改正については対応はできてございません。ただ、普通選挙、平等選挙、直接選挙、秘密選挙などの選挙の原則についてや、小選挙区制や比例代表制などの選挙制度につきまして、それぞれ一票の格差など選挙制度の課題などについて1単元として扱ってございます。その中でも、特に東京書籍は選挙の課題として「棄権の増加」についての記述や、インターネットによる情報収集、利益団体の活動への参加なども含めた政治参加の方法についての記述を加え、この単元を4ページにわたって扱ってございます。

○記虎委員長 私から、公民は社会科全体の総まとめとして位置づけられています。地理的分野、歴史的分野との関連についてページ数が多ければよいというわけではないと思いますが、地理、歴史との関連の観点から見たとき、東京書籍、教育出版について説明をお願いします。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍は、本文や資料に加えまして全体で59か所に及ぶ分野関連マークをつけております。このマークの付いている資料をもとに、歴史的事項や地理の学習に発展させることができます。

教育出版は、公民の学習と地理・歴史の学習を踏まえて未来に目を向けせる学習ができるよう配慮をされています。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 公民の教科書についても、先ほど歴史のときに申し上げたことと似たようなもので、やっぱりどれにもはらまれているように思うんですね。選定委員の方はいろいろご苦勞あったらうなと拝察するところなんですけど、採択するにあたって、先ほど申し上げたように基本的な事柄として押さえておかなければならないこと2点、それから、同様の記述の仕方、内容、目的、効果などに関して申し上げたいいくつかの観点から見てですね、今回推されている東京書籍の教科書はどの程度それを満たしていると考えておられるでしょうか。事務局は課題としてどんなことがあると考えておられるでしょうか。また、それに対してどのような対応をされているかということをお尋ねします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 先ほど、社会（歴史的分野）のところでもお答え申し上げましたけれども、全ての教科書が検定に合格した教科書でございますので、学習指導要領の目標を満たしていない教科書はなく、課題といたしましては、歴史と同様、経験の浅い教員が教科書を使って子どもたちに考える力や学ぼうとする力をつけることができるかということであると認識してございます。学習指導要領に則りまして、社会科の教科の特性を踏まえました研修の充実等を図ってまいりたいと考えてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 東京書籍がふさわしいという立場で討論をさせていただきます。先ほど話に出ましたけれども、公民分野で学習する「対立と合意」「効率と公正」は、これから生きる子どもたちにとって、とても大切な視点だというふうに感じています。「対立」が生じる。それを「効率・公正」といった面から検討し、フィルターを通すと、着地点の「合意」が見えてきて、それが成立するといった構図で、関連的に物事を取り扱う工夫が必要になってくるというようなことが基本であると思います。全ての教科書を見せていただきました。どの教科書もすごく工夫されていると感じた次第ですけれども、東京書籍の中の「中学校の部活のグラウンド使用について」というものが身近な問題として上がってありました。おそらく、中学生が日々感じている問題ではないかなと。これを工夫して導入されているという点につきましては、これから社会を担う子どもたちにとって、考えるヒント、きっかけになると思いますので、枚方の子どもたちにとってふさわしいのではないかなと考えます。

○記虎委員長 山下委員。

○山下委員 先ほど事務局から説明がありましたけれども、子どもたちに国民の政治参加や選挙の意義について考えさせることができるという点、そして、また、公民で最も大切な現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を、地理や歴史の観点も押さえながら養うことができるという点で、東京書籍の教科書だと私も考えます。

○記虎委員長 ほかに討論はございますか。

村橋教育長。

○村橋教育長 私も東京書籍を採択するのがよいと考えます。これまでの説明や答申を見ますと、各社とも自分の考えを説明したり議論したりすることを通して、考えを高める学習がなされているということが言えると思います。その中でも、東京書籍では「公民にチャレンジ」や「やってみよう」、その中で自分の考えをまとめて話し合えるように工夫されているというのがあります。枚方の子どもたちにとってふさわしい教科書であると考えております。

○記虎委員長 ほかに討論は。

徳永委員長執行代理者。

○徳永委員長職務代理者 先ほどのご質問にも選挙権のことでふれられていますが、そういうことによって公民の授業というのはますますその充実が求められることになったと思います。この点から言いまして、東京書籍の教科書は最初のところ、「公民学習のはじめに」というところを見てみますと「「公民」とは、・・・地域、日本、世界など「公おおやけ）」から広く社会を見つめ、社会的な問題を解決しながら、「持続可能な社会」の形成に参画できる人間を意味します」と、基本を簡潔に示してあってよいと思います。その他、総合的に見て東京書籍のものを採択するという事に賛成したいと思いますが、ただ、今引用しましたその公民という立場がこの教科書全体を通してどれだけきちんと踏まえられているかということが問われると思います。

また、もともと公民的分野につきましても先ほど歴史について申したように、同じような問題があります。この教科書も残念ながら重要なことで欠落している、あるいは不足しているということがあると考えます。以下、この教科書を使うという前提に立って考えられる課題のうちから大きいことを2つの面から取り上げてみたいと思います。またちょっと時間がかかりますので、ご了承ください。

1つ目に、民主政治、デモクラシーのことです。まず、その基本とは一体何なのかということを押さえるということが大事だと思いますが、そのために世界のデモクラシー先進諸国、欧米各国のその多様なあり方に目を向けてほしいなというふうに思います。それと、そのデモクラシーを逆に実感としてつかむためにも、全くそれとはかけ離れた独裁国家、これはいくつもございますよね。その政治の様子を知る必要もあると思います。地球上には今の日本人が到底想像もできないような制度や仕組みなどがたくさんあって、そういう条件のもとで多くの人々が生きています。それに今でも、デモクラシー以前の国家形成そのものに苦闘しているところがアジアにもアフリカにもあります。その他、いわゆる未開民族の存在も含めてそういう多様な人間や社会の在り方のうち、ごく限られた条件を満たした地域にだけ国民国家が成立し、かつデモクラシーが展開されているという現実を知ることが極めて大事だと思います。とともに、先進国では制度として定着したデモクラシーにも、もちろん日本にも様々な課題があることを見落としてはならないでしょう。そもそもご存じのように、そのはるか淵源をなす古代ギリシャにおいても、哲学者のプラトンやアリストテレスがこれに懐疑的、もしくは批判的であったこともよく知られています。また、現代のこととして数年前に中東でアラブの春という出来事がございましたが、結局今どういう結末になろうとしているのでしょうか。アメリカの政治学者ロバート・ダール氏は、デモクラシーの「プラスの面を決して忘れるべきではない」として、「専制支配を防止」し、「基本的

な権利を保障」し、「政治的平等を促す」などの長所を挙げていますが、同時にそれは「一種の賭け」であり、「余りに多くのことを政府に依存することは重大な誤りである」ともしています。ほかにも自由と平等との対立、デモクラシーとリベラリズムの対立などなど、デモクラシーに伴う難しさを知り、それをうまくこなせる条件をどう考えるかということが必要になってくると思っています。

ちなみに、憲法学習についてですが、この教科書のような順序では生徒からすればいきなり天から憲法が降ってくるかのような印象がもたれはしないかと懸念されます。また、その充実のためにはもっと立体的に捉えられるようにする必要がありますと思います。例えば、憲法の主要項目について諸外国の憲法と比較してみるなど、世界各国の憲法、これは実に多様ですが、これも少しでも知れば、日本国憲法の特徴と世界の中での日本の在り方をつかむのにも役立ちます。それと、憲法とつながるのが国家の問題ですが、これはずっと後の第5章「地球社会と私たち」の最初になってはじめてちょっとまとまった書き振りがああるんです。このようなことで憲法の意味を捉えることができるのでしょうか。国家のことを何か真正面から取り扱っていないような感じを受けるのですが、憲法も含めて近現代という時代を的確に理解するということはできるのでしょうか。

2つ目です。現在の国際社会の厳しい現実についてです。確かに、環境や貧困、テロ、新しい戦争などの数々の課題についてはその実態と解決に向けた取組が記されていますが、独裁国家、あるいは、崩壊国家における虐殺、抑圧、人権侵害、腐敗等についてはあまり書かれていないようです。また、イスラムの復興のうねりやナショナリズムの高まりも伝わってきません。そもそもグローバル化が進む冷戦後の世界の状況について、例えば、約20年前に近現代ドイツ史家、野田宣雄さんが「冷戦後という底なしの混沌—民族、宗教の時代」と指摘されていましたが、やはりそのような大きな特徴をかちっと押さえる必要があると思います。氏は、そういう時代にあって「唯物論国家・日本」こう言われるんですね。「唯物論国家・日本」はどのようにして生きていくのかと鋭く問いかけられていたのですが、そういう問題意識が欠如ないし不足しているのではないのでしょうか。例えば、今日の中華人民共和国の問題ですが、歴史的分野でもそうでしたけど公民において現在の問題としてほとんど記述がないと思います。その台頭は、大国主義的覇権主義的なものとなって、我が国をはじめとする東アジアの国々の上で覆いかぶさってきており、我々の平和と安全を脅かす存在となっています。ちなみに、建国以来、中国は国境を接する国々と武力衝突を繰り返し、かつてベトナムに侵攻し中越戦争を引き起こしたこともあります。その国内では経済の問題もありますが、自由と人権の問題においても深刻な状態にあります。そのあたりのことも捉えておかなければ、どのようにつき合っていくということにするのか考えることもできないのではありませんか。中国については必要な配慮を行いつつ基本的な事実をきっちり教えなければならないと思います。

さらに、平和に関わっているいろいろ記してあるのですが、生徒が現状と課題をきちっとまとめて捉えられるのでしょうか。近年は「人間の安全保障」が提唱されているとありますが、従来からの国家の安全保障はどこに書かれているのでしょうか。国連による安全保障体制や欧米先進国をはじめ世界各国が同盟を結ぶことを含め、外交と防衛に怠ることなく力を注いでいる現状にはあまり触れられていません。今後、日本一国の平和をのみ求めるのではなく、世界平和のため国際社

会の標準、大事なのが国連憲章ですが、それに沿った義務をどう果たすかということも実は大きな課題ですが言及されていません。世界各国と関わり合いながら、世界の、あるいは地域の平和と安全を確かなものにする絶え間のない多面的な努力について学び考えることは、これからの険しい状況に生きていく中学生にとっては必須ではないでしょうか。

最後に、イスラムの問題です。イスラム過激派を含むイスラム自体が、ここ数十年世界の東西で覚醒し、いわば精神的覚醒を遂げ、復興の高まりを見せてきています。イスラム圏研究の大家、山内昌之さんは、「文明論の次元で語るなら、二一世紀が「アメリカの世紀」になることを阻む要因は中国とイスラームという二大文明の挑戦にある」「イスラームにおけるウンマ(国家を超越する精神的な共同体の広がり)は、その普遍的性格を自負する点において、アメリカのリベラル・インターナショナリズムに挑戦する要素をもっているのだ」と言っておられます。このように世界史的意義を有するイスラムについて、その基本や意義を踏まえつつ現在の動向等をも適切に教えてもらいたいと思います。

課題の例として2つ申しました。もし世界と人間の赤裸々な現実から目を塞いで美しい観念によってだけそれらを描こうとするなら、生徒に本当の理想や目的をもち、それを実現する力をつけることはできません。やはり生徒が世界と人間の現実の複雑さや手ごわさ、厳しさというものについて、安直に価値判断をせず、その実態や背景、理由も知ろうとし、苦いけれども確かな事実をつかむように努力するという姿勢、態度、能力を養うことが社会科には求められていると考えます。そう考えますとこの公民的分野の役割は極めて重要であり、教員には今までも工夫を重ねてこられたこととは思いますが、さらに一層きちっと基本的事項を教え、それに基づいて生徒に考えさせるようにしてもらいたいと思います。また、事務局にはこれらの課題について学校・教員に対して、歴史と同様に適切、効果的な対応を具体的にとってもらいたいと思います。私もできる限り努力はいたしますので、よろしくお願いします。

そのようなことも合わせ含めてこの東京書籍の教科書を採択するということに賛成することにしたしたいと思います。

以上です。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の社会（公民的分野）につきましても、事務局として教員への指導・助言を行うことを踏まえ、「対立と合意」「効率と公正」についてマークの配置をしたり、身近な問題から考え話し合えるように工夫し、思考力・判断力・表現力が育成できるという観点から東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、東京書籍を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の社会（公民的分野）の欄に、発行者番号2、発行者略称「東書」、書名「新編 新しい社会 公民」

とご記入ください。

審議開始から2時間を超えています。ここで、15分程度の休憩を取りたいと思います。

< 休 憩 >

○記虎委員長 それでは、定例会を再開します。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の地図」を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 地図につきましては、選定委員会から東京書籍、帝国書院の2社について答申されました。

議案書17ページにございます地図の答申の写しをごらんください。

学習指導要領の社会科の目標及び内容を踏まえまして、東京書籍は、地域ごとに地形図と資料図が配置され、多くの写真を効果的に配置することにより、その地域、国の特色が理解しやすいよう構成をされています。地図の色合いが柔らかく表現されており、国名や都道府県名、地名の表記だけでなく、地図そのものも読み取りやすくなっています。

帝国書院は、地域ごとの地形図と資料図が配置され、多くのイラストや鳥瞰図を効果的に配置しながら、その地域の特色が理解しやすいよう構成をされています。世界の一般図に日本が同緯度、同尺度で示されていて、各州と日本との位置関係が比較しやすくなっています。世界の気候区分について、地図の両端を続きで載せるのではなく、あえて重ねて載せることによって海流の動きやそれが与える影響を全体で捉えやすくしています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、本市の生徒にとって最もふさわしい教科書は帝国書院であると報告されています。答申にございますとおり両社ともよい特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります

質疑はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 先ほど説明がありましたけれども、2つの発行者の特徴的な内容についてももう少し詳しく教えてください。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 帝国書院は、資料図の中にイラストを多く入れ特徴をつかみやすくしています。また、大きな鳥瞰図や立体図を多く記載し、視覚的に理解が進むようにしています。活用につきましては「地図を見る目」を多くのページに設け、地図の着眼点を示し、地図活用ができるよう工夫しています。さらに、「やってみよう」も多く設け、地図から読み取る学習や確認作業ができるよう工夫されています。歴史との関連では、五街道や旧国名を示し、さらに、江戸時代の大阪や江戸の地図も設けるなど、歴史学習でも使えるようにしています。

東京書籍では、資料図に多くの写真を掲載し特徴を捉えやすくしています。活用につきましては、キャラクターの吹き出しを設けて資料から課題を考えられるよう工夫しています。歴史につ

きましては、例えば江戸時代の大阪を掲載し歴史学習に役立つようしていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかには質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 社会科の授業においては、地図帳を活用して資料に基づいた多面的な、あるいは多角的な考察を行うことというのが大切なのだと考えています。子どもたちが活用しやすい、使いやすいという観点からも、帝国書院の教科書が本市の子どもたちにとってよりふさわしいものと判断します。

○記虎委員長 ほかには討論はありませんか。

討論なしとします。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の地図につきましては、資料に基づいてさまざまな考察を行うこともでき、子どもたちがみずから考え、能動的にかかわろうとする習慣を身につけることができるという観点から、帝国書院を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、帝国書院を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の地図の欄に、発行者番号46、発行者略称「帝国」、書名「中学校社会科地図」とご記入ください。

続きまして、平成28年度使用中学校教科用図書の数学を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 数学につきましては、選定委員会から、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、数研出版、日本文教出版の7社について答申されました。

議案書18、19ページにございます数学の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の数学科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、「例」から「たしかめ」「問」の形式で、「例」と「たしかめ」を対応した問題にし、基礎的・基本的な知識及び技能が着実に定着するようにしています。「例」の模範解答がノート形式であらわされわかりやすく示されています。「数学マイノート」を設け、板書だけでなく、他者の考えや過程を記入するようにし、思考力が高まるようにしています。

大日本図書は、練習問題に加えて、「章の問題」など繰り返し練習する機会を設け、内容が定着するようにしています。「ノートのつくり方」「レポートを書こう」を設け、説明し合う活動を取り入れ、言語活動の充実を図っています。

学校図書は、「確かめよう」を設け、理解度の確認をし、基礎的・基本的な知識及び技能が定

着するようにしています。巻末に「さらなる数学へ～協同学習のページ～」を設け、人に伝える方法や人の話を聞く方法などコミュニケーション能力が高まるようにしています。

教育出版は、章ごとに「学習のまとめ」を掲載し、関連するページを示し、基礎的・基本的な知識及び技能が定着するようにしています。「伝えよう」「話し合おう」のラベルを張り、言語活動を促しています。

啓林館は、「基本のたしかめ」を設け、理解が不十分なときは該当ページに戻って復習でき、基礎的・基本的な知識及び技能が確実に定着するようにしています。説明し、伝え合う活動を通して言語活動が積極的に行えるよう工夫し、自他の敬愛と協力する態度を養おうとしています。別冊をつけ、興味・関心に応じて学習ができるようにもしています。

数研出版は、「確かめよう」「基本問題」「確認しよう」を設け、基礎的・基本的な知識及び技能が定着するようにしています。「見つけよう」「活用しよう」「伝え合おう」のラベルを張り、数学的活動をわかりやすく示し、言語活動が充実するように工夫されています。

日本文教出版は、「基本の問題」「くり返し練習」を設け、繰り返し練習する機会をつくり、学習した内容が定着するようにしています。話し合う活動を通して言語活動が充実するよう工夫されています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、東京書籍と啓林館が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、本市の生徒にとって最もふさわしい教科書は東京書籍であると報告されています。答申にございますように各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 教科書以外に別冊があるのが啓林館だけですが、これは実際どのように活用することになるのでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 別冊は大きく分け、小学校の復習など既習内容の振り返り、各章で学んだ内容を具体的生活場面で生かす方法や興味・関心に応じた自由研究で構成されてございます。実際使用するとなりますと、各単元の最初、または最後に活用することになると考えます。

○記虎委員長 村橋教育長。

○村橋教育長 そのほかに、各発行者の中で特徴的なことがあれば教えてください。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 数学のよさ、楽しさに気づかせる工夫について、東京書籍は「学びを生かす」の中で買い物の割引についての課題を示し、実体験を通して数学の有用性を実感できるようにしてございます。

啓林館は、「身の回りに広げよう」を設け、ナースウォッチを例に挙げ数学がいろいろな場面で活用されていることを示し、数学のよさが実感できるようにしていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 東京書籍がいいと考えます。といいますのも、先日7月21日に「考える力の育成～算数・数学の指導をとおして～」をテーマに教育フォーラムを開催しました。保護者を含め多くの参加者がありました。その中で、大阪教育大学数学教育講座、柳本朋子教授によるご講演、パネルディスカッションに非常に興味をもたせていただく内容がたくさんありました。例えば、複雑な図形を一筆書きで書けるものと書けないもの、この違いはどこにあるのかということヒントをもとに、直感的に見ていくという話、非常におもしろく聞かせていただきました。まとめとしては、よい授業というのは子どもたちが達成感を感じる授業であるということ、それから、評価として、結果ではなくてプロセスを評価していく、そのために考えようとする力をつける。つまり、思考習慣を使えることが本来の学習意欲を高めるためにもすごく必要なことだというふうなことでまとめられていたと解釈しております。本市においても、重点を置いて考える力を育てていく必要があると考えている中、各発行者ともにノートの書き方が教科書に示されているんですけども、特に、東京書籍では「数学マイノート」を設け、自分の考えや友達の考え、話し合いの過程やまとめ、感想を記入するようにし、深く考えることを通して考える力が育むようにしておるということ、その点からも本市の生徒にとってふさわしい教科書であると考えております。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 啓林館の場合は教科書以外に別冊があり、小学校の復習など既習内容の振り返り、あるいは各章で学んだ内容を具体的に生活場面で生かす方法など、活用ができるところがたくさんあります。東京書籍は、どの発行者よりも例の模範解答がわかりやすく示されておりますし、説明もわかりやすい。そういうことなど合わせ考えましても、生徒の視点に立って丁寧で作られていると思えました。そういうことから東京書籍の教科書が、本市の生徒にとってよりよいものであると考えています。

以上です。

○記虎委員長 ほかに討論はありませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の数学につきましては、「数学マイノート」を活用し考える力を育むなど、よりよい特徴が挙げられた東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、東京書籍を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の数学

の欄に、発行者番号2、発行者略称「東書」、書名「新編 新しい数学」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の理科」を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 理科につきましては、選定委員会から、東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館の5社について答申されました。

議案書20ページにございます理科の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の理科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、単元のはじめに「この単元で学ぶこと」が、図・写真とともに示され、学習内容のイメージが捉えやすいように工夫されています。また、学ぶ前と学んだ後の変容を自分自身で確認できるよう工夫をされています。

大日本図書は、1年で各単元に設けられている「私のレポート」で、生徒が主体的に探求的な学習に取り組めるよう工夫されています。各単元には「終章」が設けられ、学習内容が深化できるよう工夫されています。「発展」では、どの単元も実物写真資料が多く用いられ、生徒が視覚的に理解しやすいよう工夫されています。

学校図書は、観察・実験で課題を別枠で明示し、目的意識をもって取り組めるよう工夫されています。さらに、「話し合ってみよう」を配置し、科学的な見方や考え方を養うよう工夫をされています。

教育出版は、観察・実験の前に別枠で課題が明示され、それについて「考えよう」「話し合おう」「調べよう」で観察・実験につなげており、目的意識をもって取り組めるよう工夫されています。

啓林館は、各章が帰納的に進められ、自ら主体的に学ぶことを意識できるよう配慮をされています。「部活ラボ」等では、実社会・実生活と関連のある話題を紹介しています。マイノートでは、基礎・基本の定着から応用力をつけ、確かな学力を身につけるよう工夫されています。さらに、「青色シート」で、学ぶことの興味・関心を高める工夫もされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、大日本図書と啓林館が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、その中でよりふさわしいものを選ぶとすると啓林館であると報告をされています。答申にございますように各発行者それぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 本市では、授業の導入部分で本時の目標、めあての提示、最後に振り返りをするなど、学習の内容を明確にした授業をするように心がけています。これは今、全ての授業で求められていることと考えていますが、単元のねらいが1時間ごとの授業のねらいや流れ、まとめがつかみやすくなるための工夫などについて、各発行者の教科書の特徴を具体的に教えてください。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ご質問の部分につきまして、明確な違いがあると選定委員会から報告を受け

ております。

啓林館は、単元が帰納的な展開でねらいを明確に位置づけ、子どもが主体的・協働的に学びを進める形になっており、実験を通して科学の仕組みを知る構成になってございます。

大日本図書も含め他の東京書籍、学校図書、教育出版の教科書におきましては、単元構成が演繹的であることが多いため、単元の最初に結論があり、実験も含め検証するような形態の単元構成になってございます。

○記虎委員長 私からも1点伺います。

子どもたちの理科に対する学習意欲に課題があると報じられ、「理科離れ」という言葉も聞きます。理科の学習では、不思議だ、おもしろい、なぜといった気づきや疑問が大切だと思います。このときの感動を大切にしながら見通しをもって課題解決していくためには、気づきや疑問を整理して考え、より具体的な課題を設定していく必要があります。学習意欲を高めるための工夫の面から、各発行者の扱いはどのようになっていますか。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍、学校図書、教育出版を含め全ての教科書において、各単元のはじめに生徒の興味を引くような写真を置き、その写真を通して科学の不思議さや疑問を高めることを意図した構成となっております。中でも、大日本図書の教科書はより深化した内容が「発展」などを通して取り上げられ、より深く学びたいと思う生徒にとって学習意欲を高める工夫がされていると報告を受けてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 啓林館のマイノートについてですが、カラフルになり子どもたちが授業の復習や練習問題として活用するなど、使いやすいものになっているように感じます。そこで、現在中学校で使用している啓林館の別冊マイノートはどのように活用されているのでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 マイノートにつきましては、前回の改訂から啓林館の教科書で導入されておりますが、いずれの学校でも家庭学習、実験のまとめにと生徒が自ら学ぶための補助的な役割を果たしてございます。また、今回マイノートで取り上げられている内容には、全国学力・学習状況調査で取り扱われているような問題が学年末総合問題などに導入されるなど、確かな学力を意識した内容に改訂されていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 私は、啓林館がよりふさわしいと考える立場で申し上げたいと思います。

啓林館の教科書を見たときに感じたことなんですけども、写真など身近な地域の題材。例えば、「二上山」と「どん鶴ぼう」など身近な地域の題材がより多く取り入れられていると感じます。

このことは、生徒の興味・関心につながると思います。また、全ての生徒が興味・関心をもって学べるように、具体的には「青色シート」の導入をしています。子どもたちが自学・自習にも使えると思います。また、マイノートでも自学・自習力を高める工夫がされていると思います。この点からも、啓林館が本市の生徒にとって適切な教科書と考えます。

○記虎委員長 ほかには討論はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 理科の教科書を見ておりますと、算数、あるいは数学との関連が大きいなど、それぞれ各発行者が工夫しておられるということを感じました。どの教科書も巻末などに計算方法、あるいはその計算の途中式やグラフの書き方などについてわかりやすい説明を掲載しています。啓林館では、マイノートなどに理科で使う算数・数学を掲載し、数学との関連を意識しているということがわかりました。後は、全国学力・学習状況調査が理科について今年度はじめて全員を対象に実施されましたですね。前回の抽出調査のときには、課題が挙げられたと聞いておりますが、この調査が実施された背景も、先ほど、委員長からありました理科離れのことや、国際的な通用性などから理数教育の授業内容の充実がうたわれているということにあると思います。そんな中、啓林館は、単元が帰納的な展開でねらいが明確に位置づけられ、子どもが主体的・協働的に学びを進める形になっており、実験を通して科学の仕組みを知る構成になっていると説明がありました。これは、まさに今求められている力の育成につながるということから、啓林館の教科書が枚方市の子どもたちにとってふさわしいものであると考えます。

以上です。

○記虎委員長 ほかには討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の理科につきましては、各単元が機能的に進められ、子どもたちが自ら考えることができ、また、青色シートやマイノートなど自学・自習の観点からも工夫のある啓林館を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、啓林館を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の理科の欄に、発行者番号61、発行者略称「啓林館」、書名「未来へひろがるサイエンス」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の音楽一般及び器楽」を議題とします。

中学校教科用図書の音楽一般及び器楽については、それぞれ教育出版、教育芸術社の2社から発行されています。制度上は音楽一般と器楽が異なる発行者となることもあり得るということですが、生徒が学習しやすく教員がしやすいという点から、同じ発行者の教科書を採択することが本市の生徒にとって適切であると考えます。この点につきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 それでは、事務局からの説明及び質疑や討論について、音楽一般と音楽器楽を合わせて行うこととしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

では、説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 音楽の一般及び器楽につきましては、選定委員会から教育出版、教育芸術社の2社について答申をされました。

議案書21ページにございます音楽(一般)の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の音楽科の目標及び内容を踏まえ、教育出版は生徒一人ひとりの感性を豊かにするような内容であり、3年間を通して音楽を愛好する心情が育めるよう配慮をされています。

「音のスケッチ」で他の領域と関連させ、学習が深まるような内容になっています。また、他の教材や「Let's Try!」と関連させ、音楽をつくる楽しさを体験できるよう工夫をされています。

教育芸術社につきましても、生徒が意欲的に取り組めるよう工夫がなされ、一人一人の考えが記入でき、交流を通して学習を深められるよう配慮されています。表現や鑑賞ともグループでの学習活動を効果的に取り入れる教材が多く工夫されています。また、音楽の授業のみならず合唱祭や学校行事を通して集団を育成する教材も多く用いられています。

続きまして、議案書22ページにございます音楽(器楽合奏)の答申の写しをご覧ください。

教育出版は、リコーダー、ギター、和楽器等についての基礎がわかりやすく解説されており、生徒自身が親しみをもって自主的に学習できるよう配慮されています。また、基礎から応用まで幅広い分野の教材が取り扱われており、音楽分野についての理解を深める内容でございます。折り込みページを用いて豊富な写真資料や図版で解説し、生徒が興味をもって学習できるよう工夫をされています。

教育芸術社につきましても、リコーダー、ギター、和楽器等についてわかりやすく解説されており、基礎・基本を習得できるよう段階を経た曲が配列されてございます。また、アンサンブルの曲が豊富に取り扱われており、グループ活動を中心に生徒が主体的・創造的に音楽活動が展開できる内容となっております。また、演奏写真や楽器の写真を適宜効果的に活用し、生徒がさまざまな楽器への憧れを持って学習が進めることができるよう工夫されています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、本市の生徒にとってよりふさわしいものを選ぶとすると教育芸術社であると報告をされています。答申にございますとおり両社ともよい特徴がございますので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

前回の教科書採択では、全ての生徒が学習しやすいよう配慮されているという点も踏まえて採択をいたしました。今回の教科書の採択では2社とも配慮されていると考えてよろしいでしょうか。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 そのように報告を受けてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 音楽の表現と鑑賞の学習を充実させるために、言語活動の充実が求められています。そのためには、生徒同士が協働的に学習に取り組む工夫が必要だと思っておりますがどのような工夫がなされておりますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 教育出版者につきましては、各鑑賞教材のところに印象に残ったことや自分にとっての聞きどころなどを「伝えてみよう」というコーナーを設けて発表する工夫がなされてございます。

教育芸術社におきましては、吹き出し等を使ってプレゼンや話し合ってみようなどのように、言語活動や話し合い、発表等につながるよう工夫されていると聞いてございます。また、両発行者ともに創作の範囲ではでき上がった作品を発表するように扱われていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 器楽合奏をする際には、生徒が、難しいとか演奏できなさそうだということを初めに感じてしまうことを避けなければなりません。そのような点から、生徒が興味・関心をもって器楽合奏に取り組むことができる教科書として見た場合に、それぞれどのような特徴が挙げられるのでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 両社ともに写真や解説により奏法等を大変わかりやすく掲載をしております。教育出版社は、写真を多く用い、説明文を含め、視覚的に一人でもすぐに理解しやすいように工夫をされています。また、扱っている練習曲も誰もが知っているわかりやすい曲が掲載をされ、特徴として独奏の曲がより多く扱われていることです。したがって、個々で技術を習得する際は使いやすい構成になっていると報告を受けております。

教育芸術社は、同様に写真を使い説明文によりひと目で理解しやすいように構成をされています。特徴といたしまして、西洋の音楽、特に合奏を行う際に絶対必要なパーカッションの取り扱いがあることとございます。パーカッションはリズムさえとれば比較的取り組みやすい楽器であるために、苦手な生徒も抵抗感なく取り組みます。合奏曲を練習曲の中により多く入れ、班や複数での取り組みに考慮してあると聞いてございます。これによりまして、少人数の教え合い学習などにも取り組みやすくなるとともに、また、パーカッションがあることで多人数の合奏でも取り組みやすくなっております。

○記虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 教育文化センターでの市民のアンケートの中で、著作権についてこのところを具体的に書かれているという記載を見ましたけれども、実際に生徒への指導に当たって学習指導要領

ではどのような記載がされているかについてお伺いします。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 指導にあたりましては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権にふれることが大切であると思います。

○記虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

村橋教育長。

○村橋教育長 教科書は、全ての生徒が学習しやすいように配慮されていないかならないと思います。この点については私も実際教科書を見ましたら、両発行社とも配慮されていると思います。教育出版社の教科書については、ページ数も多く、独唱、独奏の曲数も多数あり、ギターのコード表など音楽を一人で学習するための参考として使用した場合適した内容となっていました。選定委員会からの報告にもありましたが、生涯にわたって音楽を学習する上で活用できるものであると、そう思います。それに対して教育芸術社の教科書は、一人で学習することより複数、あるいはクラスで取り組むアンサンブル曲、あるいは合唱曲を多く扱っておるので、仲間づくりやクラスづくりに役立つ要素が多く含まれています。本市では、小学校で合同音楽祭がありますけれども、そのつながりを考えると中学校でも仲間とともに協力し合ってつくり上げる喜びに重点を置くことは大切であります。その点から、教育芸術社が本市の子どもたちにふさわしいと考えます。

○記虎委員長 みんなでつくり上げるという視点は大切に、その活動を通して言語活動の充実も図れると考えます。この点から、教育芸術社の音楽一般及び器楽が本市の生徒にとって適切な教科書と考えます。しかし、音楽についても2点申し上げたいことがあります。

1点目は、音楽における言語活動の充実のためには、話し合う目的を明確にして目的のない話し合いや記録の時間となってしまうぬよう、また、肝心の音楽活動が不在となるような授業にならないようにしていただくことを申し添えておきます。言語活動が推奨され、仲間と言葉による交流を重ねながらどのように音楽を表現したらよいか探求する学習がふえることを期待しています。

2点目は、先日のT P P交渉の議論についての新聞報道の中で著作権について取り上げられていました。配慮していかなければならないこともあると思いますが、学習指導要領にありますとおり音楽に関する知的財産権について教員は見識を深めるとともに、必要に応じて子どもへの指導も行っていただくことを改めてお願いしておきます。

ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の音楽一般及び器楽合奏につきましては、今求められている

言語能力が育成でき、仲間と協力し合いながら音楽を学習するという特色のある教育芸術社を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、教育芸術社を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の音楽(一般)の欄に、発行者番号27、発行者略称「教芸」、書名「中学生の音楽」とご記入ください。音楽(器楽合奏)の欄に、発行者番号27、発行者略称「教芸」、書名「中学生の器楽」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の美術」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 美術につきましては、選定委員会から、開隆堂、光村図書、日本文教出版の3社について答申されました。

議案書23ページにごございます美術の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の美術科の目標及び内容を踏まえ、開隆堂は、さまざまな分野の作品を取り扱うことで造形的な創造活動の基礎的能力を育て、思考・感性が高まるよう題材を取り扱い造形能力を培うよう配慮をされています。また、「原寸ギャラリー」を設けて作品の一部分を原寸大で載せて再現性を図っています。

光村図書は、幅広い分野の作品を取り扱うことで造形的な創造活動の基礎的能力を育て、思考・感性が高まるよう題材を取り扱い造形能力を培うよう配慮されています。当該ページにスケールを印刷して作品の一部を原寸大で載せて比較したりするなど、再現性を重視しています。

日本文教出版は、バランスよく作品を取り扱うことで造形的な創造活動の基礎的能力を育て、思考・感性が高まるよう題材を取り扱い、造形能力を培うよう配慮されています。現行のA版よりも2センチ幅を広げることで写真や図版等を効果的に配置して鑑賞できるようにしています。和紙を使ったページの中には浮世絵版画を原寸大で載せており、四角だけでなく手ざわりを含めて再現性を重視しています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、日本文教出版と光村図書が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、その中でよりふさわしいものを選ぶとすると日本文教出版であると報告をされています。答申にごございますように各発行者ともそれぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 調査員からの報告書の中に共通事項とあり、表現と鑑賞の指導を通して共通して指導する内容だと思えますけれども、この点について、各社の取り扱いの違いというのはありますで

しょうか。具体的に光村図書と日本文教出版について説明をお願いしますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 光村図書におきましては、「形と色の挑戦」と題しまして、平面と立体の参考作品をバランスよく配置して鑑賞できるようにし、造形活動の力を伸ばす取り扱いになってございます。

日本文教出版では、「心でとらえたイメージ」と題しまして、平面と立体の参考作品を広がりが出るように配置して鑑賞できるようにし、造形活動の力を伸ばす取り扱いになっていると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 美術につきましては、他の数学などとは違って一人一人が違う答えをつくってくるということのできる教科だと思います。そのためには、生徒がいろいろな技法や表現活動を取り入れて主体的に取り組むということは大切だと思いますけれども、この点について光村図書と日本文教出版の教科書にはそれぞれどのような特徴がありますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 光村図書につきましては、主文と目標で学習内容を示し、参考となる写真や図版等の多様な表現方法と巻末の技法などの資料から、表現活動に主体的に取り組めるようにするという特徴がございます。

日本文教出版は、主文と「学習のねらい」や学ぶポイントで学習内容を示し、参考となる写真や図版等の多様な表現方法とそのレイアウト、巻末の技法等の資料から、表現活動に主体的に取り組めるようにするという特徴があると聞いてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 日本文教出版の教科書を採択するという立場から討論したいと思います。

生徒たちに身につけさせなければならない力というのは、将来、画家やデザイナーなどの美術を活かした職業につく人のみが必要とする力だけではないと思います。多くの子どもたちは、美術と全く関係のない職業についていくと考えられますけれども、全ての子どもたちが共通して必要な美術の学習内容が求められると考えますと、生活の中の造形や美術と豊かに関わる力を育むことが大切であるというふうに考えます。豊かに関わるとは美術への関心を高めることも含まれると思いますが、日本文教出版の教科書につきましては、特にページの中に和紙を使用していますよね。作品を視覚と触覚を働かせて鑑賞できるという特徴があると思いますし、興味・関心をもつことにつながるのではないかと考えます。バランスよく作品を取り扱うことで造形活動の力を伸ばすとの説明もありました。日本文教出版の方が本市の生徒にとってふさわしい教科書と考えます。

○記虎委員長 ほかに討論はありますか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の美術につきましても、再現性を重視し表現活動に主体的に取り組めるよう工夫され、子どもたちが自ら考えることができる観点から、日本文教出版を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、日本文教出版を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の美術の欄に、発行者番号116、発行者略称「日文」、書名「美術」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の保健体育」を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 保健体育につきましては、選定委員会から東京書籍、大日本図書、大修館、学研教育みらいの4社について答申されました。

議案書24ページにございます保健体育の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の保健体育科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は中学生が興味をもちやすいようなスポーツ選手の写真などを用い、関心を高め、生涯スポーツにつながるよう工夫をされています。学年ごとに保健体育がセットになっていて、学習する内容を把握できるよう工夫をされています。

大日本図書につきましても、「トピックス」で身近に実際にある話題にふれ、「考えよう」では見開きの初めに日常生活で興味を持ちそうな点を問題提起し、健康管理や生活改善につながるよう工夫をされています。

大修館は、事例やコラムで身近な話題にふれ、「Topic」では学習した内容の実際の活用例が書かれており、実践につながるよう配慮をされています。

学研教育みらいは、日常生活に関連する現代の健康に関する問題に対しての問題提起がされ、自身の生活をよりよく改善しようとする態度を育てるよう工夫をされています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、東京書籍と大日本図書が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、さらに、その中でよりふさわしいものを選ぶとすると東京書籍であると報告をされています。答申にございますように各発行者ともそれぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

吉村委員。

○吉村委員 答申では、東京書籍が「学年ごとに保健・体育がセットになっていて」ということが

ありましたけれども、各発行者の学習構成の表し方について、もう少し詳しくその違いについて聞かせてください。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍は、各学年で学ぶ内容が1年生の保健、体育、2年生の保健、体育という順で並んでございます。大日本図書と大修館は、体育1、2、3年、保健1、2、3年と並んでございます。学研は、反対に保健1、2、3年、体育1、2、3年と並んでございます。東京書籍は、学年ごとに一年間でどのような内容を学ぶのかの見通しが立てやすくなっているということでございます。

○記虎委員長 保健体育の教科書を活用しての学習時間が少ない中、スポーツへの理解や保健への興味・関心を高める点などから見てどのような工夫がありますか。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍は、巻頭8ページを使って中学生の年代が憧れる選手の活躍の様子、その人たちを現場で実際に支えている人たち、日常で健康・安全を考え支える人、また、アスリートの食事の大切さなど写真を使って説明するとともに、各学年の体育のページにロンドン等のオリンピック・パラリンピックでの活躍やエピソードを紹介し学習意欲を高めています。

大日本図書は、オリンピック・パラリンピックとサッカーワールドカップ、テニスの錦織選手等を写真で紹介し、生徒の興味・関心を高める工夫がされてございます。

○記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 どの教科書も今世間の話題の薬物の写真など詳しく掲載されておりました。それぞれ薬物の名称、俗称、心身に及ぼす影響など、写真つきで説明されています。その中でも東京書籍では、1回なら大丈夫だろうというような安易な判断や行動が悪循環を生み、心身はもちろん犯罪など他者への悪影響をも引き起こしてしまうこと、正しく理解することと、脳のどの部分に影響があるとどのような症状になるか日常生活への影響を詳細に説明するとともに、例題を出し、自分らがどう感じるかも考えるという自己の健康安全に留意する態度に結びつけていました。自分の意見を考え、日常生活での実用に結びつけるようになっており、現在の指導要領の改訂の理由の一つであった思考力・判断力に課題があるという部分にも十分対応していることから、東京書籍が本市の生徒にとって適切な教科書だと考えます。

以上です。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

山下委員。

○山下委員 私も東京書籍がよりふさわしいという立場から申し上げます。

自分の子どもを見ていても感じたことですが、中学生の時期はさまざまなことに悩み大きなストレスを抱えることが多くなってきます。自分の心の状態を知り、ストレスに適切に対応する力

を育てる必要があると考えますが、選定委員会からの報告にもありましたように、東京書籍は現在の中学生に起こりがちな悩みやストレスの解消法を友達にアドバイスするという客観的に捉える形で考え、その後、自分を振り返るといように書かれています。こういったことは言葉で教えられてもなかなか解決できないもので、客観的に考え振り返ることが大切だと思います。その観点からも東京書籍がふさわしいと考えます。

○記虎委員長 ほかには討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の保健体育につきましては、学習構成の表し方がわかりやすく、子どもたちの興味・関心を高めながら、思考力・判断力が育成できるなどの特色ある東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、東京書籍を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の保健体育の欄に、発行者番号2、発行者略称「東書」、書名「新編 新しい保健体育」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の技術・家庭」を議題といたします。

中学校教科用図書の技術家庭につきましては、技術分野と家庭分野に分かれており、それぞれ東京書籍、教育図書、開隆堂の3社から発行されています。制度上は技術分野と家庭分野が異なる発行者になることもありうるということですが、生徒が学習しやすく、教員が指導しやすいという点から、同じ発行者の教科書を採択することが本市の生徒にとって適切であると考えます。

この点につきまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、事務局から説明及び質疑や討論について、技術分野と家庭分野を合わせて行うこととしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

では、説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 技術分野及び家庭分野につきましては、選定委員会から東京書籍、教育図書、開隆堂の3社について答申されました。

まず、議案書25ページでございます技術分野の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の技術家庭科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、各編及び章の構成を「知る」「作る」「つながる」に統一し、決められた学習順序を繰り返すことにより、基礎的・基本的な知識・技術が習得できるよう構成をされています。興味・関心をもって学習できるよう見開

きの2ページにわたる横並びのレイアウトにより、学習の流れがわかりやすく工夫をされています。また、使用されている文字の大きさも適切で、写真も見やすいよう配慮されています。

教育図書では、実習例に写真を多用し、視覚的に理解でき、基礎的・基本的な知識や技術が定着できるよう配慮されています。実習例では、作業工程の写真が大きいのでわかりやすく、また、実習例の横に基礎・技能やコツを配置し、技能・知識を並行して学習できるよう工夫をされています。

開隆堂は、物づくりなど実践的・体験的な学習活動を豊富に設定しており、段階的に基礎的・基本的な知識や技術が習得できる内容になっています。生徒が興味・関心をもって学習できるようイラスト・写真を多く掲載しております。使用されている文字の大きさも適切で、写真も大きく見やすいよう配慮されています。

続きまして、議案書26ページにございます家庭分野の答申の写しをご覧ください。

東京書籍は、活動の流れが写真やイラストで時系列に示されており、実践的・体験的な学習活動を通して基礎的・基本的な知識及び技能が習得できるよう配慮をされています。各章のはじめにこれから勉強することを簡潔にわかりやすく記しており、学習への期待が高まるよう設定されています。

教育図書は、実習例に写真を多用し、視覚的に理解でき、基礎的・基本的な知識や技術が定着できるよう配慮されています。

開隆堂は、写真やイラストが多く、実習の流れがわかりやすいように示されており、実践的・体験的な活動を通し、基礎的・基本的な知識・技能が習得できるよう配慮されています。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、東京書籍と開隆堂が本市の生徒にとってふさわしい教科書であり、その中でも強いてあげるならば、技術分野及び家庭分野とも東京書籍であるとの報告を受けてございます。答申にございますよう各発行者ともそれぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山下委員。

○山下委員 昨今、情報モラルにかかわる課題は本市だけではなく全国的なものです。携帯電話やスマートフォンなどを介していじめが起こったり、ウイルスの被害にあったり、加害者や被害者になっている現状があると聞いています。携帯電話、スマートフォンの普及率を見ると最近では中学校で学習するのでは遅く、小学校中学年あたりから取り組まないといけないことも聞いていますが、情報モラルの教育に中学校の技術は重要な役割を担っていくことは言うまでもありません。この情報モラルの観点から見たとき、選定委員会からはどのような特徴があると聞いていますでしょうか。

○記虎委員長 若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 東京書籍におきましては、情報セキュリティーや情報モラルにつきまして個人情報保護、知的財産権、著作権の侵害等について文書での説明だけでなく、インターネット

がもたらすプラス面やマイナス面、情報機器やデジタル化された情報のもつプラス面とマイナス面について、イラストを用いてわかりやすく説明されています。また、随所に情報モラルマークを使用しています。

教育図書でも、情報社会と適切に向かい合うために必要な情報モラルや著作権などを取り上げていると聞いてございます。

開隆堂では、12ページにわたり情報セキュリティーや情報モラルについて記載されています。その中で、個人情報の保護、知的財産権、著作権の侵害等について説明があり、また、プライバシーマーク等の関連マークを例示をし説明をしております。また、本文各所に情報モラルリンクを用いて関連ページを参照できるようにしていると聞いてございます。

- 記虎委員長 私から。来年度からランチボックス式の中学校給食も始まります。学習指導要領では食に関する指導の一層の充実が明記されていますが、食育の推進に関連して東京書籍と開隆堂の教科書にはどのような特徴がありますか。

若田学校教育部長。

- 若田学校教育部長 東京書籍では、食についての内容を系統的に学習できるように配慮してあります。生活リズム等、食生活の役割について丁寧に扱われています。また、折り込みなどを活用して食品や料理の例も豊富に掲載しています。

開隆堂では、食事による体づくりの必要性に関する内容を充実させていると聞いてございます。

- 記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

村橋教育長。

- 村橋教育長 現場の先生方の意見を見ていると、東京書籍では、「幅広で、文字や図が全体的に見やすい」あるいは「写真・図・説明等、バランスがよく学習の順序を統一してある」などがあります。開隆堂では、「レアメタルなど最新の希少金属にもふれ、資料も新しい」「工具・部品等の写真とかイラストでは詳細なところまで明示してあり、仕組みや構図が本当にイメージしやすい」などがあります。今求められている、生徒に考えさせると、そのような視点でポイントを絞った指導という観点から見て、私は開隆堂が的確であると感じております。私は、技術を以前教えていたことがあるのですが、実技という観点から見ますと、例えば開隆堂の技術分野では、のこぎりを使って木材を切断する際には、はじめに「のこぎりの歯はどのようにして材料を切っているのか考えよう」、カンナを使って木材を切削する際には、「木材を切断した後、目標とする寸法に仕上げるにはどのような方法があるのか調べてみよう」、という投げかけを行っています。このことによって、単に作業工程をわかりやすく示すだけではなくて、道具の仕組みやその必要性について生徒がみずから考えながら学習を進めていくという流れができていると考えます。物づくりにおいては、考える、そして、工夫するという通して何よりも作る喜びを感じるということが本当に大事だと思っています。

- 記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

吉村委員。

- 吉村委員 今、教育長から討論がありましたけれども、私も現在使用されている開隆堂がよりふさわしいという立場で討論をしたいと思います。

家庭分野で調理実習の一例を比べてみますと、東京書籍、開隆堂とも写真がとってもきれいで料理本のように感じたというのが正直な感想です。専門的な観点と少しずれるかもわかりませんが、同じ実習例で比べてみますと少し私は気になるところがありました。少し前の話ですが、○-157によって小中学校での給食や調理実習等の取り扱いが非常に厳しくなったときに、生野菜の扱い方が問題になったと思います。実際、実習を行う教員にとって衛生面で配慮に欠ける指導になってはいけないと考えます。非常に細かい話なのですが、その中の同じ「しょうが焼き」や「ハンバーグ」などに添える野菜が、開隆堂は焼いたりゆでたりしているものとなっております。しかし、東京書籍はこの点に関しましては生野菜になっているというところで、実際に実習をするときには、手間がかかったとしてもどちらかを選択するともし考えるとすれば、開隆堂につきましてはこういう点についても細かい配慮が感じることができますので、開隆堂というように考えました。

- 記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

山下委員。

- 山下委員 私は、繊維関係の仕事をしていましたことから、また、ふだん家庭で衣服の手入れを行っているという立場から各発行者の教科書を確認してみましたら、開隆堂では汚れの種類や衣服の素材に合わせて適切な手入れの方法があるということを失敗例なども示しながら、生徒が主体的に考えられるようにされています。教科書は、しっかりと考えさせるための時間を確保する、そういう目的のための本であるべきだと考えますので、その点からも開隆堂がふさわしいと考えます。

- 記虎委員長 私は、教科書の大きさについては賛否両論があると思いますが、東京書籍の教科書はA4サイズより少し大きいサイズだと思います。教科書を見比べると作業の流れをわかりやすく表すには横に並べていくのがわかりやすく、紙面の幅が広い分見えやすいように感じました。

しかし、紙面が大きければ大きいほどたくさんの情報が記載されることになり、全ての子どもが集中して取り組めるのかということが心配になりました。書写で議論になりましたが、実技教科である技術・家庭科では、生徒にとってわかりやすいことがポイントになると考えます。もう一度その視点に立って考えてみると、先ほど教育長、山下委員がおっしゃっていた「生徒が自ら考えながら学習を進めていくという流れ」、吉村委員がおっしゃっていた細かい配慮の面からも納得がいきます。私も開隆堂の教科書が本市の子どもたちに適した教科書であると考えます。

ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の技術家庭につきましては、実技と実習を主とする教科の特徴を踏まえ、子どもたちが自ら考えながら学習することができるという観点から開隆堂を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、開隆堂を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の技術家庭(技術分野)の欄に、発行者番号9、発行者略称「開隆堂」、書名「技術・家庭(技術分野)」とご記入ください。

また、技術家庭(家庭分野)の欄に、発行者番号9、発行者略称「開隆堂」、書名「技術・家庭(家庭分野)」とご記入ください。

続きまして、「平成28年度使用中学校教科用図書の英語」を議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 英語につきましては、選定委員会から東京書籍、開隆堂、学校図書、三省堂、教育出版、光村図書の6社について答申されました。

議案書27ページにございます英語の答申の写しをご覧ください。

学習指導要領の英語科の目標及び内容を踏まえ、東京書籍は、学年を通した学習の見通しをもつことができる構成となっております。また、単元構成や情報の提示の仕方が工夫されています。浮世絵、落語等の日本文化を世界に発信する内容や、ガーナでのフェアトレード等の題材を通して国際理解を深め、国際協調の精神を養う内容が取り扱われてございます。

開隆堂は、人物の写真、イラスト、地図等が人権尊重の視点で配慮され、生徒の人権に対する理解が促されるよう配慮をされています。

学校図書は、1年の最初のChapter 1で扱われている文法が小学校外国語活動で慣れ親しんだ一般動詞の表現であり、小学校外国語活動との接続が工夫されています。

三省堂では、各本文の新出語数はおおむね8から12であり、新出文法事項については「Drill」で反復練習を行い、「Practice」において文脈の中で習得させ、定着を図るよう工夫されています。

教育出版は、「Project」で複数の技能を関連づけて活用する活動が設けられ、スピーチやプレゼンテーション等、4技能を統合的に活用するよう工夫をされています。

光村図書は、他教科の学習内容を英語で学ぶ「CLIL」、様々な分野のトピックにふれる「Let's Read More」では、発展の課題が設定されています。単発的な場面依存型の構成ではなく、思考力や判断力を伴う質の高い言語活動が特徴です。

選定委員会といたしましては、調査員の報告及び各委員の意見を踏まえ総合的に判断して、東京書籍と光村図書が本市の生徒にとって最もふさわしい教科書であり、その中でもよりふさわしいものを選ぶとすると東京書籍であると報告をされています。答申にございますようにそれぞれにより特徴がございますので、ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

徳永委員長職務代理者。

- 徳永委員長職務代理者 学生指導要領では、ペアワークやグループワークなどの学習形態を適宜工夫することとありますけれども、生徒一人ひとりの活動を行いやすいという利点からも、ペア学習やグループワークを含んだ学習形態の観点からの各社の教科書の特徴について、それぞれの説明をお願いします。
- 記虎委員長 若田学校教育部長。
- 若田学校教育部長 全ての教科書におきましてペア学習やグループワークを含んだ学習形態を用いることで、生徒が学習した知識や技能を実際に活用できる力を身につけられるよう工夫されていると聞いております。個々の活動はもちろん、教科書の構造そのものがアクティブ・ラーニングにつながるよう工夫されているのが特徴と報告を受けております。
- 記虎委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 山下委員。
- 山下委員 中学校では週4時間の英語の授業に加えて、家庭での学習等、授業以外でも学習をする機会が重要となってきます。自学・自習ができるという観点から、特徴的な教科書について、説明をお願いいたします。
- 記虎委員長 若田学校教育部長。
- 若田学校教育部長 東京書籍では、節目、節目に学び方コーナーを設け、単語の書き方、文の書き方や辞書の使い方など、学習者が自学・自習できる工夫がされています。
- 光村図書では、「Your Coach」のコーナーを設けて辞書の使い方や発音の仕方などを解説したり、随所に学習の案内役であるピョン吉とニャン太の吹き出しを入れて自学・自習のサポートを行ってございます。
- 記虎委員長 ほかに質疑はございませんか。
- これをもって質疑を終結します。
- これから討論に入ります。
- 討論はございませんか。
- 吉村委員。
- 吉村委員 東京書籍がよりふさわしいと考えております。現在の中央教育審議会において議論が行われている次期の学習指導要領のあり方においては、何を教えるかという知識の質や量の改善に加えて、どのように学んでいくかという学びの質や深まりを重視することが必要であると言われております。その際に課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習指導方法、いわゆるアクティブ・ラーニングの充実が必要とされ課題となっております。次回の教科書採択では、大きな論点になっていくというふうに考えますけれども、冷静に考えてみますとアクティブ・ラーニングという言葉に関しては、今まで言語活動の充実などと言われてきたことであり、特に多く変わることはないと感じてしまうのは私だけではないと思います。そのことにおきましては、全ての発行者がアクティブ・ラーニング、言語活動の充実に配慮されていると考えますけれども、東京書籍は知識の習得のみならず思考力・判断力・表現力や主体性をもって多様な人々と協働することを通じて学習する態度を養うことができ、本市の生徒にとってよりふさわしいと考えております。教科書を活用して生徒が学習の見通しを立て、主体的・協働的に課題の発見・解決に取

り組み学習することを振り返る活動に取り組んでいただくということに期待をしております。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

山下委員。

○山下委員 私も東京書籍を採択することに賛成いたします。

グローバル人材の育成には日本人としてのアイデンティティや日本文化に対する深い理解が前提になると思います。東京書籍の教科書を活用して、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性・積極性、自分が理解の精神等を身につけて、さまざま分野で活躍できるグローバル人材を育成してほしいと思います。

○記虎委員長 ほかに討論はございませんか。

これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成28年度使用中学校教科用図書の英語につきましては、知識の習得のみならず思考力・判断力・表現力を育成でき、多様な人々と協働することを通じて学習することが期待できる東京書籍を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、東京書籍を採択することに決しました。

それでは、議案書の5ページの平成28年度枚方市立小中学校使用教科用図書の中学校用の英語の欄に、発行者番号2、発行者略称「東書」、書名「NEW HORIZON English Course」とご記入ください。

続きまして、「小学校教科用図書」を一括して議題といたします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 義務教育諸学校の無償措置に関する法律第14条の規定によりまして、義務教育諸学校において使用する教科用図書は政令で定める期間、毎年度同一の教科用図書を採択するものと定められており、同法施行令第15条により、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められてございます。小学校教科用図書につきましては、平成26年度に採択をし、平成27年度から使用をしております。したがって、平成28年度に使用する小学校教科用図書につきましては、本年度から使用している教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなります。なお、本年度使用しております種目ごとの教科用図書は、議案書5ページの小学校用の欄に掲載してございます。この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第19号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

小学校教科用図書につきましては、議案書に記載されているとおり採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決めます。

それでは、日程3、報告第4号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました報告第4号、臨時代理事項の報告につきましてご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、ページの中ほどの臨時代理事項でございますとおり臨時代理第2号及び第3号でございます。本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

それでは、29ページをご覧ください。

初めに、社会教育部から臨時代理第2号、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問についてをご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年7月21日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。このために行います諮問は、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会に対しまして、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第3項の規定により行う諮問でございます。諮問する内容は、枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館における指定候補者の選定についてでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、臨時代理第2号、枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問についてのご説明とさせていただきます。

○記虎委員長 君家管理部長。

○君家管理部長 続きまして、管理部から臨時代理第3号、枚方市教育振興基本計画策定審議会委員の委嘱につきましてご説明いたします。

議案書の31ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、平成27年7月27日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。臨時代理の内容でございますが、次の32ページをご覧ください。

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員につきまして、この表にございますとおり学識経験を

有する者として5名、市民団体、または関係団体を代表するものとして2名の合わせて7名を委嘱するものでございます。任期につきましては、表の上段にございますとおり平成27年7月27日から答申の日まででございます。

簡単ではございますが、臨時代理第3号の説明とさせていただきます。

以上、臨時代理事項第2号及び第3号につきまして、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。本件は、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

それでは、日程4、議案第11号「枚方市教育振興基本計画策定審議会への諮問について」を議題とします。

説明を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 ただいま上程いただきました議案第11号、枚方市教育振興基本計画策定審議会への諮問につきましてご説明いたします。

議案書の33ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第20号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。1. 諮問先は枚方市教育振興基本計画策定審議会でございます。2. 諮問事項は、枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査・審議でございます。

34ページをご覧ください。

諮問書(案)でございます。諮問理由につきましては、次の35ページをご覧ください。

教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の实情に応じた教育振興基本計画を定めるように努めることとされています。本市においては、現在教育振興基本計画に代わるものとして枚方市教育委員会教育目標を定め、その実現に向けた、さまざまな取組を進めているところです。このような中、「枚方市教育委員会教育目標」が平成27年度までの目標であることから、本年度において新たに「教育振興基本計画」を定める必要があると考えております。

つきましては、国の教育振興基本計画や、今後、市長が教育委員会と協議し作成する大綱、及び現在策定中の第5次枚方市総合計画の内容などを踏まえた教育振興基本計画の策定にあたり、調査・審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○記虎委員長 それでは、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程5、議案第12号「枚方市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第12号、枚方市社会教育委員の委嘱につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から、枚方市社会教育委員設置条例第2条第2項に基づき、教育委員会が委嘱するものでございます。

1. 委員の委嘱でございますが、委嘱理由は第33期社会教育委員が平成27年7月31日をもって任期満了となることに伴い、第34期社会教育委員を委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、枚方市社会教育委員設置条例第3条に基づき、平成27年8月1日から平成29年7月31日までの2年間でございます。

それでは、37ページの第34期枚方市社会教育委員名簿をごらんください。

こちらが第34期枚方市社会教育委員の一覧でございます。家庭教育分野から3名、社会教育分野から8名、学校教育分野から2名の計13名で今後社会教育委員会議を開催してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第12号、枚方市社会教育委員の委嘱についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、議案第12号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程6、議案第13号「枚方市社会教育委員会議への諮問について」を議題とします。

説明を求めます。

中路社会教育部長。

○中路社会教育部長 ただいま上程いただきました議案第13号、枚方市社会教育委員会議への諮問につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の38ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第20号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。内容についてでございますが、39ページの諮問書(案)をごらんください。

1. 諮問事項につきましては、枚方市立図書館第3次グランドビジョンの策定についてでございます。

2. 諮問理由についてでございますが、現行の枚方市立図書館第2次グランドビジョンは、その計画期間を平成23年度からの5年間程度と定めており、平成27年度がその終期にあたります。変化の激しい現代におきまして、魅力的かつ効果的・効率的な図書館運営を安定的に行っていくためには、将来を見据えたビジョンの存在が不可欠であるため、平成28年度以降5年間程度の中期的な図書館運営を方向付ける枚方市立図書館第3次グランドビジョンを策定することといたしました。

第34期社会教育委員会議におきましては、第3期社会教育委員会議からいただいた枚方市図書館第2次グランドビジョンの成果と課題に係るご意見や、市議会からいただいた今後の枚方市立図書館の運営に係るご意見等も踏まえながら、総合的な観点からご審議いただきご提言を願うこととしております。

以上、簡単ではございますが、議案第13号、枚方市社会教育委員会議への諮問についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○記虎委員長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第13号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、日程 7、議案第14号「教育に関する事務の点検及び評価について」を議題とします。

なお、日程 7、議案第14号、教育に関する事務の点検及び評価についてにつきましては、枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に該当する非公開情報が含まれておりますので、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第 6 号の規定に基づき秘密会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○記虎委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、この案件につきましては秘密会といたします。

< 秘 密 会 >

○記虎委員長 ただいまから、会議を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は、全て議了しました。

これをもって、平成27年第 7 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

記 虎 敏 和

吉 村 雅 昭
